

(指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第五条 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）の

一部を次の表のように改正する。

名 冊 総	名 冊 編
<p>一 (略)</p> <p>二 指定施設サービス等に要する費用 (別表中介護保健施設サービスに係る緊急時施設療養費 (特定治療に係るものに限る。))として算定される費用及び特別療養費並びに介護医療院サービスに係る緊急時施設診療費 (特定治療に係るものに限る。))として算定される費用及び特別診療費として算定される費用を除く。)の額は、別に厚生労働大臣が定める一単位の単価に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 指定施設サービス等に要する費用 (別表中介護保健施設サービスに係る緊急時施設療養費 (特定治療に係るものに限る。))として算定される費用及び特別療養費、<u>介護療養施設サービスに係る特定診療費</u>並びに介護医療院サービスに係る緊急時施設診療費 (特定治療に係るものに限る。))として算定される費用及び特別診療費として算定される費用を除く。)の額は、別に厚生労働大臣が定める一単位の単価に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。</p>
<p>三 (略)</p> <p>別表</p>	<p>三 (略)</p> <p>別表</p>
<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表</p>
<p>1 介護福祉施設サービス</p> <p>イ 介護福祉施設サービス費 (1日につき)</p> <p>(1) 介護福祉施設サービス費</p> <p>(イ) 介護福祉施設サービス費(1)</p> <p>a 要介護1</p> <p>b 要介護2</p> <p>c 要介護3</p> <p>d 要介護4</p> <p>e 要介護5</p> <p>(ロ) 介護福祉施設サービス費(II)</p> <p>a 要介護1</p> <p>b 要介護2</p> <p>c 要介護3</p> <p>d 要介護4</p> <p>e 要介護5</p> <p>(2) 経過の小規模介護福祉施設サービス費</p>	<p>1 介護福祉施設サービス</p> <p>イ 介護福祉施設サービス費 (1日につき)</p> <p>(1) 介護福祉施設サービス費</p> <p>(イ) 介護福祉施設サービス費(1)</p> <p>a 要介護1</p> <p>b 要介護2</p> <p>c 要介護3</p> <p>d 要介護4</p> <p>e 要介護5</p> <p>(ロ) 介護福祉施設サービス費(II)</p> <p>a 要介護1</p> <p>b 要介護2</p> <p>c 要介護3</p> <p>d 要介護4</p> <p>e 要介護5</p> <p>(2) 経過の小規模介護福祉施設サービス費</p>
<p>589単位</p> <p>659単位</p> <p>732単位</p> <p>802単位</p> <p>871単位</p>	<p>573単位</p> <p>641単位</p> <p>712単位</p> <p>780単位</p> <p>847単位</p>

(一) 経過の小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)	
a 要介護1	<u>694単位</u>
b 要介護2	<u>762単位</u>
c 要介護3	<u>835単位</u>
d 要介護4	<u>903単位</u>
e 要介護5	<u>968単位</u>
(二) 経過の小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	
a 要介護1	<u>694単位</u>
b 要介護2	<u>762単位</u>
c 要介護3	<u>835単位</u>
d 要介護4	<u>903単位</u>
e 要介護5	<u>968単位</u>
ロ ユニット型介護福祉施設サービス費 (1日につき)	
(1) ユニット型介護福祉施設サービス費	
(一) ユニット型介護福祉施設サービス費	
a 要介護1	<u>670単位</u>
b 要介護2	<u>740単位</u>
c 要介護3	<u>815単位</u>
d 要介護4	<u>886単位</u>
e 要介護5	<u>955単位</u>
(二) 経過のユニット型介護福祉施設サービス費	
a 要介護1	<u>670単位</u>
b 要介護2	<u>740単位</u>
c 要介護3	<u>815単位</u>
d 要介護4	<u>886単位</u>
e 要介護5	<u>955単位</u>
(2) 経過のユニット型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)	
(一) 経過のユニット型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)	
a 要介護1	<u>768単位</u>
b 要介護2	<u>836単位</u>
c 要介護3	<u>910単位</u>

(一) 経過の小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)	
a 要介護1	<u>675単位</u>
b 要介護2	<u>741単位</u>
c 要介護3	<u>812単位</u>
d 要介護4	<u>878単位</u>
e 要介護5	<u>942単位</u>
(二) 経過の小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	
a 要介護1	<u>675単位</u>
b 要介護2	<u>741単位</u>
c 要介護3	<u>812単位</u>
d 要介護4	<u>878単位</u>
e 要介護5	<u>942単位</u>
ロ ユニット型介護福祉施設サービス費 (1日につき)	
(1) ユニット型介護福祉施設サービス費	
(一) ユニット型介護福祉施設サービス費	
a 要介護1	<u>652単位</u>
b 要介護2	<u>720単位</u>
c 要介護3	<u>793単位</u>
d 要介護4	<u>862単位</u>
e 要介護5	<u>929単位</u>
(二) 経過のユニット型介護福祉施設サービス費	
a 要介護1	<u>652単位</u>
b 要介護2	<u>720単位</u>
c 要介護3	<u>793単位</u>
d 要介護4	<u>862単位</u>
e 要介護5	<u>929単位</u>
(2) 経過のユニット型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)	
(一) 経過のユニット型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)	
a 要介護1	<u>747単位</u>
b 要介護2	<u>813単位</u>
c 要介護3	<u>885単位</u>

- d 要介護 4 977単位
 e 要介護 5 1,043単位
- (二) 経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費^(II)
- a 要介護 1 768単位
 b 要介護 2 836単位
 c 要介護 3 910単位
 d 要介護 4 977単位
 e 要介護 5 1,043単位
- 注 1～5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

8～12 (略)

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設において、外部との連携により、入所者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、入所者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注14を算定している場合は、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に算定する。

(1)・(2) (略)

- d 要介護 4 950単位
 e 要介護 5 1,015単位
- (二) 経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費^(II)
- a 要介護 1 747単位
 b 要介護 2 813単位
 c 要介護 3 885単位
 d 要介護 4 950単位
 e 要介護 5 1,015単位
- 注 1～5 (略)

(新設)

(新設)

6～10 (略)

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設において、外部との連携により、利用者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注12を算定している場合は、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に算定する。

(1)・(2) (略)

14 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設において、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については1日につき、(2)及び(3)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- (1) 個別機能訓練加算(Ⅰ)
- (2) 個別機能訓練加算(Ⅱ)

12単位
20単位

12 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師（はり師及びきゆう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下の注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあつては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第3項に規定する常勤換算方法をいう。注15及び注17において同じ。）で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの）として、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設において、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算(Ⅰ)として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。また、個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している場合であつて、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たつて、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(Ⅱ)として、1月につき20単位を所定単位数に加算する。

- (新設)
- (新設)

(3) 個別機能訓練加算Ⅲ

20単位

15 (略)

16 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設において、若年性認知症入所者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入所者をいう。以下同じ。）に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、ネを算定している場合は、算定しない。

17 専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置しているもの（入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあつては、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置し、かつ、医師を常勤換算方法（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第3項に規定する常勤換算方法をいう。注19において同じ。）で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの）として、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設については、1日につき25単位を所定単位数に加算する。

18～20 (略)

21 入所者に対して居宅における外泊を認め、指定介護老人福祉施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき560単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は算定せず、注20に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

(新設)

13 (略)

14 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設において、若年性認知症入所者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入所者をいう。以下同じ。）に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、ダを算定している場合は、算定しない。

15 専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置しているもの（入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあつては、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置し、かつ、医師を常勤換算方法で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの）として、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設については、1日につき25単位を所定単位数に加算する。

16～18 (略)

19 入所者に対して居宅における外泊を認め、指定介護老人福祉施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき560単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は算定せず、注18に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

22・23 (略)

ハ (略)

三 退所時栄養情報連携加算

70単位

注 別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者が、指定介護老人福祉施設から退所する際に、その居宅に退所する場合は当該入所者の主治の医師の属する病院又は診療所及び介護支援専門員に対して、「医療機関等」という。)に入院又は入所するの注において「医療機関等」という。)に入院又は入所する場合は当該医療機関等に対して、当該入所者の同意を得て、管理栄養士が当該入所者の栄養管理に関する情報を提供したときは、1月につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注8又は栄養マネジメント強化加算を算定している場合は算定しない。

ホ 再入所時栄養連携加算

200単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設に入所している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該指定介護老人福祉施設に入所する際、当該者が別に厚生労働大臣が定める特別食等が必要とする者であり、当該指定介護老人福祉施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定したときに、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注8を算定している場合は、算定しない。

ヘ 退所時等相談援助加算

(1)～(4) (略)

(5) 退所時情報提供加算

250単位

注1～4 (略)

20・21 (略)

ハ (略)

(新設)

三 再入所時栄養連携加算

200単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設に入所 (以下この注において「一次入所」という。)している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該指定介護老人福祉施設に入所 (以下この注において「二次入所」という。)する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該指定介護老人福祉施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注6を算定している場合は、算定しない。

ホ 退所時等相談援助加算

(1)～(4) (略)

(新設)

注1～4 (略)

(新設)

5 (5)については、入所者が退所し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。

ト 協力医療機関連携加算

注 指定介護老人福祉施設において、協力医療機関（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第28条第1項本文（同令第49条において準用する場合を含む。）に規定する協力医療機関をいう。）との間で、入所者の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

(1) 当該協力医療機関が、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第28条第1項各号に掲げる要件を満たしている場合
50単位

(2) (1)以外の場合
5単位

チ 栄養マネジメント強化加算

11単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注8を算定している場合は、算定しない。

リ 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を

(新設)

ハ 栄養マネジメント強化加算

11単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注6を算定している場合は、算定しない。

ト 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を

作成している場合であつて、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注8を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

ㄨ 経口維持加算

(1)・(2) (略)

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、現に経口により食事を摂取する者であつて、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注8又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (略)

ㄨ・ㄨ (略)

ㄨ 特別通院送迎加算

594単位

注 透析を要する入所者であつて、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、1月に12回以上、通院のため送迎を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

作成している場合であつて、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注6を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

ㄨ 経口維持加算

(1)・(2) (略)

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、現に経口により食事を摂取する者であつて、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注6又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (略)

ㄨ・ㄨ (略)

ㄨ (新設)

カ 配置医師緊急時対応加算

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設において、当該指定介護老人福祉施設の配置医師（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第2条第1項第1号に規定する医師をいう。以下この注において同じ。）が当該指定介護老人福祉施設の求めに応じ、配置医師の通常の勤務時間外（配置医師と当該指定介護老人福祉施設の間であらかじめ定められた配置医師が当該指定介護老人福祉施設において勤務する時間以外の時間をいい、早朝（午前6時から午前8時までの時間をいう。以下この注において同じ。））、夜間（午後6時から午後10時までの時間をいう。以下この注において同じ。）及び深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。以下この注において同じ。）を除く。以下この注において同じ。）、早朝、夜間又は深夜に当該指定介護老人福祉施設を訪問して入所者に対し診療を行い、かつ、診療を行った理由を記録した場合は、診療が行われた時間が配置医師の通常の勤務時間外の場合は1回につき325単位、早朝又は夜間の場合は1回につき650単位、深夜の場合は1回につき1,300単位を加算する。ただし、看護体制加算Ⅱを算定していない場合は、算定しない。

コ～ク (略)

ク 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次

ク 配置医師緊急時対応加算

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設において、当該指定介護老人福祉施設の配置医師（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第2条第1項第1号に規定する医師をいう。以下この注において同じ。）が当該指定介護老人福祉施設の求めに応じ、早朝（午前6時から午前8時までの時間をいう。以下この注において同じ。））、夜間（午後6時から午後10時までの時間をいう。以下この注において同じ。）又は深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。以下この注において同じ。）に当該指定介護老人福祉施設を訪問して入所者に対し診療を行い、かつ、診療を行った理由を記録した場合は、診療が行われた時間が早朝又は夜間の場合は1回につき650単位、深夜の場合は1回につき1,300単位を加算する。ただし、看護体制加算Ⅱを算定していない場合は、算定しない。

ク～カ (略)

ク 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次

に掲げるその他の加算は算定せず、認知症チームケア推進加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。

(1)・(2) (略)

㉙ 認知症チームケア推進加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応（以下「予防等」という。）に資するチームケア（複数人の介護者がチームを組み、入所者の情報を共有した上で介護に係る課題を抽出し、多角的な視点で課題解決に向けた介護を提供することを行う。以下同じ。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症専門ケア加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。

(1) 認知症チームケア推進加算Ⅰ

150単位

(2) 認知症チームケア推進加算Ⅱ

120単位

㉚～㉛ (略)

㉜ 自立支援促進加算

280単位

注 (略)

㉝・㉞ (略)

㉟ 高齢者施設等感染対策向上加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設が、入所者に対して指定介護福祉施設サービスを

に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)・(2) (略)

(新設)

㉚～㉛ (略)

㉜ 自立支援促進加算

300単位

注 (略)

㉝・㉞ (略)

(新設)

行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(I) 10単位

(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(II) 5単位

本 新興感染症等施設療養費 (1日につき) 240単位

注 指定介護老人福祉施設が、入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定介護福祉施設サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。

ク 生産性向上推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設において、入所者に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 生産性向上推進体制加算(I) 100単位

(2) 生産性向上推進体制加算(II) 10単位

ヤ (略)

ヤ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる

(新設)

(新設)

ゾ (略)

ゾ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる

いずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからヤまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからヤまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからヤまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

ケ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからヤまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからヤまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

ク 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、イからヤまでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数を所定単位数に加算する。

2 介護保健施設サービス

いずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからラまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからラまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからラまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

ク 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからラまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからラまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

ク 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、イからラまでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数を所定単位数に加算する。

2 介護保健施設サービス

イ 介護保健施設サービス費（1日につき）

(1) 介護保健施設サービス費(Ⅰ)

(一) 介護保健施設サービス費(ⅰ)

a 要介護 1	<u>717</u> 単位
b 要介護 2	<u>763</u> 単位
c 要介護 3	<u>828</u> 単位
d 要介護 4	<u>883</u> 単位
e 要介護 5	<u>932</u> 単位

(二) 介護保健施設サービス費(ⅱ)

a 要介護 1	<u>788</u> 単位
b 要介護 2	<u>863</u> 単位
c 要介護 3	<u>928</u> 単位
d 要介護 4	<u>985</u> 単位
e 要介護 5	<u>1,040</u> 単位

(三) 介護保健施設サービス費(ⅲ)

a 要介護 1	<u>793</u> 単位
b 要介護 2	<u>843</u> 単位
c 要介護 3	<u>908</u> 単位
d 要介護 4	<u>961</u> 単位
e 要介護 5	<u>1,012</u> 単位

(四) 介護保健施設サービス費(ⅳ)

a 要介護 1	<u>871</u> 単位
b 要介護 2	<u>947</u> 単位
c 要介護 3	<u>1,014</u> 単位
d 要介護 4	<u>1,072</u> 単位
e 要介護 5	<u>1,125</u> 単位

(2) 介護保健施設サービス費(Ⅱ)

(一) 介護保健施設サービス費(ⅰ)

a 要介護 1	<u>758</u> 単位
b 要介護 2	<u>843</u> 単位
c 要介護 3	<u>960</u> 単位

イ 介護保健施設サービス費（1日につき）

(1) 介護保健施設サービス費(Ⅰ)

(一) 介護保健施設サービス費(ⅰ)

a 要介護 1	<u>714</u> 単位
b 要介護 2	<u>759</u> 単位
c 要介護 3	<u>821</u> 単位
d 要介護 4	<u>874</u> 単位
e 要介護 5	<u>925</u> 単位

(二) 介護保健施設サービス費(ⅱ)

a 要介護 1	<u>756</u> 単位
b 要介護 2	<u>828</u> 単位
c 要介護 3	<u>890</u> 単位
d 要介護 4	<u>946</u> 単位
e 要介護 5	<u>1,003</u> 単位

(三) 介護保健施設サービス費(ⅲ)

a 要介護 1	<u>788</u> 単位
b 要介護 2	<u>836</u> 単位
c 要介護 3	<u>898</u> 単位
d 要介護 4	<u>949</u> 単位
e 要介護 5	<u>1,003</u> 単位

(四) 介護保健施設サービス費(ⅳ)

a 要介護 1	<u>836</u> 単位
b 要介護 2	<u>910</u> 単位
c 要介護 3	<u>974</u> 単位
d 要介護 4	<u>1,030</u> 単位
e 要介護 5	<u>1,085</u> 単位

(2) 介護保健施設サービス費(Ⅱ)

(一) 介護保健施設サービス費(ⅰ)

a 要介護 1	<u>739</u> 単位
b 要介護 2	<u>822</u> 単位
c 要介護 3	<u>935</u> 単位

d	要介護4	1,041単位	d	要介護4	1,013単位
e	要介護5	1,117単位	e	要介護5	1,087単位
(二)	介護保健施設サービス費(ii)		(二)	介護保健施設サービス費(ii)	
a	要介護1	839単位	a	要介護1	818単位
b	要介護2	924単位	b	要介護2	900単位
c	要介護3	1,044単位	c	要介護3	1,016単位
d	要介護4	1,121単位	d	要介護4	1,091単位
e	要介護5	1,197単位	e	要介護5	1,165単位
(3)	介護保健施設サービス費(iii)		(3)	介護保健施設サービス費(iii)	
(一)	介護保健施設サービス費(i)		(一)	介護保健施設サービス費(i)	
a	要介護1	758単位	a	要介護1	739単位
b	要介護2	837単位	b	要介護2	816単位
c	要介護3	933単位	c	要介護3	909単位
d	要介護4	1,013単位	d	要介護4	986単位
e	要介護5	1,089単位	e	要介護5	1,060単位
(二)	介護保健施設サービス費(ii)		(二)	介護保健施設サービス費(ii)	
a	要介護1	839単位	a	要介護1	818単位
b	要介護2	918単位	b	要介護2	894単位
c	要介護3	1,016単位	c	要介護3	989単位
d	要介護4	1,092単位	d	要介護4	1,063単位
e	要介護5	1,170単位	e	要介護5	1,138単位
(4)	介護保健施設サービス費(iv)		(4)	介護保健施設サービス費(iv)	
(一)	介護保健施設サービス費(i)		(一)	介護保健施設サービス費(i)	
a	要介護1	703単位	a	要介護1	700単位
b	要介護2	748単位	b	要介護2	744単位
c	要介護3	812単位	c	要介護3	805単位
d	要介護4	865単位	d	要介護4	856単位
e	要介護5	913単位	e	要介護5	907単位
(二)	介護保健施設サービス費(ii)		(二)	介護保健施設サービス費(ii)	
a	要介護1	777単位	a	要介護1	772単位
b	要介護2	826単位	b	要介護2	820単位

	c 要介護 3	889単位
	d 要介護 4	941単位
	e 要介護 5	991単位
ロ	ユニット型介護保健施設サービス費 (1日につき)	
(1)	ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
(一)	ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
	a 要介護 1	802単位
	b 要介護 2	848単位
	c 要介護 3	913単位
	d 要介護 4	968単位
	e 要介護 5	1,018単位
(二)	ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
	a 要介護 1	876単位
	b 要介護 2	952単位
	c 要介護 3	1,018単位
	d 要介護 4	1,077単位
	e 要介護 5	1,130単位
(三)	経過のユニット型介護保健施設サービス費(i)	
	a 要介護 1	802単位
	b 要介護 2	848単位
	c 要介護 3	913単位
	d 要介護 4	968単位
	e 要介護 5	1,018単位
(四)	経過のユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
	a 要介護 1	876単位
	b 要介護 2	952単位
	c 要介護 3	1,018単位
	d 要介護 4	1,077単位
	e 要介護 5	1,130単位
(2)	ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
(一)	ユニット型介護保健施設サービス費	

	c 要介護 3	880単位
	d 要介護 4	930単位
	e 要介護 5	982単位
ロ	ユニット型介護保健施設サービス費 (1日につき)	
(1)	ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
(一)	ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
	a 要介護 1	796単位
	b 要介護 2	841単位
	c 要介護 3	903単位
	d 要介護 4	956単位
	e 要介護 5	1,009単位
(二)	ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
	a 要介護 1	841単位
	b 要介護 2	915単位
	c 要介護 3	978単位
	d 要介護 4	1,035単位
	e 要介護 5	1,090単位
(三)	経過のユニット型介護保健施設サービス費(i)	
	a 要介護 1	796単位
	b 要介護 2	841単位
	c 要介護 3	903単位
	d 要介護 4	956単位
	e 要介護 5	1,009単位
(四)	経過のユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
	a 要介護 1	841単位
	b 要介護 2	915単位
	c 要介護 3	978単位
	d 要介護 4	1,035単位
	e 要介護 5	1,090単位
(2)	ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
(一)	ユニット型介護保健施設サービス費	

a	要介護 1	928単位
b	要介護 2	1,014単位
c	要介護 3	1,130単位
d	要介護 4	1,209単位
e	要介護 5	1,287単位
(二)	経過のユニット型介護保健施設サービス費	
a	要介護 1	928単位
b	要介護 2	1,014単位
c	要介護 3	1,130単位
d	要介護 4	1,209単位
e	要介護 5	1,287単位
(3)	ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)	
(一)	ユニット型介護保健施設サービス費	
a	要介護 1	928単位
b	要介護 2	1,007単位
c	要介護 3	1,104単位
d	要介護 4	1,181単位
e	要介護 5	1,259単位
(二)	経過のユニット型介護保健施設サービス費	
a	要介護 1	928単位
b	要介護 2	1,007単位
c	要介護 3	1,104単位
d	要介護 4	1,181単位
e	要介護 5	1,259単位
(4)	ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅳ)	
(一)	ユニット型介護保健施設サービス費	
a	要介護 1	784単位
b	要介護 2	832単位
c	要介護 3	894単位
d	要介護 4	948単位
e	要介護 5	997単位

a	要介護 1	904単位
b	要介護 2	987単位
c	要介護 3	1,100単位
d	要介護 4	1,176単位
e	要介護 5	1,252単位
(二)	経過のユニット型介護保健施設サービス費	
a	要介護 1	904単位
b	要介護 2	987単位
c	要介護 3	1,100単位
d	要介護 4	1,176単位
e	要介護 5	1,252単位
(3)	ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)	
(一)	ユニット型介護保健施設サービス費	
a	要介護 1	904単位
b	要介護 2	980単位
c	要介護 3	1,074単位
d	要介護 4	1,149単位
e	要介護 5	1,225単位
(二)	経過のユニット型介護保健施設サービス費	
a	要介護 1	904単位
b	要介護 2	980単位
c	要介護 3	1,074単位
d	要介護 4	1,149単位
e	要介護 5	1,225単位
(4)	ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅳ)	
(一)	ユニット型介護保健施設サービス費	
a	要介護 1	779単位
b	要介護 2	825単位
c	要介護 3	885単位
d	要介護 4	937単位
e	要介護 5	988単位

(イ) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費

a	要介護 1	784単位
b	要介護 2	832単位
c	要介護 3	894単位
d	要介護 4	948単位
e	要介護 5	997単位

注 1～4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7・8 (略)

9 入所者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士（以下この注において「医師等」という。）が、その入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合であつて、かつ、原則として入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行うとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直している場合においては、短期集中リハビリテーション実施加算(1)として、1日につき258単位を所定単位数に加算する。また、入所者に対して、医師等が、その入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合は、短期集中リハビリテーション実施加算(2)として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、短期集中リハビリテーション実施加算(1)を算定している場合にあつては、短期集中リハビリテーション実施加算(2)は算定しない。

(ロ) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費

a	要介護 1	779単位
b	要介護 2	825単位
c	要介護 3	885単位
d	要介護 4	937単位
e	要介護 5	988単位

注 1～4 (略)

(新設)

(新設)

5・6 (略)

7 入所者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、その入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合は、短期集中リハビリテーション実施加算として、1日につき240単位を所定単位数に加算する。

10 認知症であると医師が判断した者であつて、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が集中的なリハビリテーションを個別に行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、入所の日から起算して3月以内の期間に限り、1週に3日を限度として1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(1)

240単位

(2) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(1)

120単位

11 (略)

12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、若年性認知症入所者に対して介護保健施設サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、ホを算定している場合は、算定しない。

13 (略)

14 電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、入所者であつて、退所が見込まれる者その居室において試行的に退所させ、介護老人保健施設

8 認知症であると医師が判断した者であつて、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が集中的なリハビリテーションを個別に行った場合に、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、入所の日から起算して3月以内の期間に限り、1週に3日を限度として1日につき240単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

9 (略)

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、若年性認知症入所者に対して介護保健施設サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、ヒを算定している場合は、算定しない。

11 (略)

12 電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、入所者であつて、退所が見込まれる者その居室において試行的に退所させ、介護老人保健施設

設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、注13に掲げる単位数を算定する場合は算定しない。

15・16 (略)

17 電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者については、ターミナルケア加算として、イ(1)及び(4)並びにロ(1)及び(4)について、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき160単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき910単位を、死亡日については1日につき1,900単位を死亡月に所定単位数に加算し、イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)について、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき80単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき160単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき850単位を、死亡日については1日につき1,700単位を死亡月に所定単位数に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

18・19 (略)

20 介護保健施設サービス費(1)の介護保健施設サービス費(1)及び(2)並びにユニット型介護保健施設サービス費(1)のユニット型介護保健施設サービス費(1)及び(2)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設については、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(1)として、1日につき51単位を、介護保健施設サービス費(1)の介護保健施設サービス費(1)及び(2)並びにユニット型介護保健施設

設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、注11に掲げる単位数を算定する場合は算定しない。

13・14 (略)

15 電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者については、ターミナルケア加算として、イ(1)及び(4)並びにロ(1)及び(4)について、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき80単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき160単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき820単位を、死亡日については1日につき1,650単位を死亡月に所定単位数に加算し、イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)について、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき80単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき160単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき850単位を、死亡日については1日につき1,700単位を死亡月に所定単位数に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

16・17 (略)

18 介護保健施設サービス費(1)の介護保健施設サービス費(1)及び(2)並びにユニット型介護保健施設サービス費(1)のユニット型介護保健施設サービス費(1)及び(2)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設については、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(1)として、1日につき34単位を、介護保健施設サービス費(1)の介護保健施設サービス費(1)及び(2)並びにユニット型介護保健施設サービス費(1)のユニット型介護保健施設サービス費(1)及び(2)について、別に厚生労働

サービス費(1)のユニット型介護保健施設サービス費(II)及び(III)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設については、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(II)として、1日につき51単位を所定単位数に加算する。

21 イ(4)又はロ(4)を算定している介護老人保健施設については、注9、注10及び注20並びにニからトまで、ヌからマまで、ヨ、レ及びナからノまでは算定しない。

ハ、初期加算

(1) 初期加算(I)

60単位

(2) 初期加算(II)

30単位

注1 (1)について、次に掲げる基準のいずれかに適合する介護老人保健施設において、急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、介護老人保健施設に入所した者について、当該介護老人保健施設に入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算(I)として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、初期加算(II)を算定している場合は、算定しない。

イ 当該介護老人保健施設の空床情報について、地域医療情報連携ネットワーク等を通じ、地域の医療機関に定期的に共有していること。

ロ 当該介護老人保健施設の空床情報について、当該介護老人保健施設のウェブサイト定期的に公表するとともに、急性期医療を担う複数の医療機関の入退院支援部門に対し、定期的に当該情報を共有していること。

2 (2)について、入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算(II)として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、初期加算(I)を算定している場合は、算定しない。

大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設については、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(II)として、1日につき46単位を所定単位数に加算する。

19 イ(4)又はロ(4)を算定している介護老人保健施設については、注7、注8及び注18並びにニからヘまで、チからヌまで、ワ、ヨ及びヅからマまでは算定しない。

ハ、初期加算

(新設)

30単位

(新設)

注 入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

(新設)

三 退所時栄養情報連携加算

70単位

注 別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者が、介護老人保健施設から退所する際に、その居宅に退所する場合は当該入所者の主治の医師の属する病院又は診療所及び介護支援専門員に対して、病院、診療所又は他の介護保険施設（以下この注において「医療機関等」という。）に入院又は入所する場合には当該医療機関等に対して、当該入所者の同意を得て、管理栄養士が当該入所者の栄養管理に関する情報を提供したときは、1月につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注7又は栄養マネジメント強化加算を算定している場合は、算定しない。

ホ 再入所時栄養連携加算

200単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設に入所している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であつて、当該者が退院した後再度当該介護老人保健施設に入所する際、当該者が別に厚生労働大臣が定める特別食等を必要とする者であり、当該介護老人保健施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定したときに、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注7を算定している場合は、算定しない。

ヘ (略)

上 退所時等支援等加算

(1) 退所時等支援加算

イ (略)

ロ 退所時情報提供加算

a 退所時情報提供加算(Ⅰ)

b 退所時情報提供加算(Ⅱ)

500単位
250単位

(新設)

三 再入所時栄養連携加算

200単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設に入所（以下この注において「一次入所」という。）して入所者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であつて、当該者が退院した後再度当該介護老人保健施設に入所（以下この注において「二次入所」という。）する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要なとしていた栄養管理とは大きく異なるため、当該介護老人保健施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注5を算定している場合は、算定しない。

ホ (略)

ヘ 退所時等支援等加算

(1) 退所時等支援加算

イ (略)

ロ 退所時情報提供加算

(新設)

(新設)

500単位

(三)・(四) (略)

(2) (略)

注 1 (略)

2 (1)の(二)のaについては、入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所後の主治の医師に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況、心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った場合に、入所者 1 人につき 1 回に限り算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の診療状況、心身の状況、生活歴等の当該入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。

3 (1)の(二)のbについては、入所者が退所し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った場合に、入所者 1 人につき 1 回に限り算定する。

4 (略)

5 (2)については、入所者の退所時に、介護老人保健施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービス）の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の2に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。以下同じ。）（訪問看護サービス（指定地域密着型サービス基準第3条の3第4号に規定する訪問看護サービスをいう。以下同じ。）を行う場合に限る。）又

(三)・(四) (略)

(2) (略)

注 1 (略)

2 (1)の(三)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所後の主治の医師に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の紹介を行った場合に、入所者 1 人につき 1 回に限り算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。
(新設)

3 (略)

4 (2)については、入所者の退所時に、介護老人保健施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービス）の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の2に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。以下同じ。）（訪問看護サービス（指定地域密着型サービス基準第3条の3第4号に規定する訪問看護サービスをいう。以下同じ。）を行う場合に限る。）又

は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）（看護サービス（指定地域密着型サービス基準第177条第10号に規定する看護サービスをいう。以下同じ。）を行う場合に限る。）の利用が必要であると認め、当該入所者の選定する指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第60条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準第3条の4に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）に対して、当該入所者の同意を得て、訪問看護指示書（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の場合にあっては訪問看護サービスに係る指示書をいい、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の場合にあっては看護サービスに係る指示書をいう。以下同じ。）を交付した場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

チ 協力医療機関連携加算

注 介護老人保健施設において、協力医療機関（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第30条第1項本文（同令第50条において適用する場合を含む。）に規定する協力医療機関をいう。）との間で、入所者の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

(1) 当該協力医療機関が、介護老人保健施設の人員、施設及

は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）（看護サービス（指定地域密着型サービス基準第177条第9号に規定する看護サービスをいう。以下同じ。）を行う場合に限る。）の利用が必要であると認め、当該入所者の選定する指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第60条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準第3条の4に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）に対して、当該入所者の同意を得て、訪問看護指示書（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の場合にあっては訪問看護サービスに係る指示書をいい、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の場合にあっては看護サービスに係る指示書をいう。以下同じ。）を交付した場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

（新設）

び設備並びに運営に関する基準第30条第1項各号に掲げる要件を満たしている場合

50単位

(2) (1)以外の場合

5単位

リ 栄養マネジメント強化加算

11単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注7を算定している場合は、算定しない。

ヌ 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注7を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

ル 経口維持加算

(1) 経口維持加算(I)

400単位

(2) 経口維持加算(II)

100単位

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師

ロ 栄養マネジメント強化加算

11単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注5を算定している場合は、算定しない。

チ 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注5を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

リ 経口維持加算

(1) 経口維持加算(I)

400単位

(2) 経口維持加算(II)

100単位

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師

、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注7又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (略)

ヨ～カ (略)

ク かかりつけ医連携薬剤調整加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、当該入所者1人につき1回を限度として、当該入所者の退所時に所定単位数を加算する。ただし、かかりつけ医連携薬剤調整加算(1)イを算定している場合には、かかりつけ医連携薬剤調整加算(1)ロは算定しない。

(1) かかりつけ医連携薬剤調整加算(1)

a かかりつけ医連携薬剤調整加算(1)イ

140単位

b かかりつけ医連携薬剤調整加算(1)ロ

70単位

(2)・(3) (略)

タ・ト (略)

ニ 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知

、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注5又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (略)

ヌ～ユ (略)

フ かかりつけ医連携薬剤調整加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、当該入所者1人につき1回を限度として、当該入所者の退所時に所定単位数を加算する。

(1) かかりつけ医連携薬剤調整加算(1)

(新設)

100単位

(新設)

(2)・(3) (略)

カ・ク (略)

ク 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知

症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症チームケア推進加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。

(1)・(2) (略)

㉞ 認知症チームケア推進加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症専門ケア加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。

(1) 認知症チームケア推進加算Ⅱ

(2) 認知症チームケア推進加算Ⅲ

150単位
120単位

㉟ (略)

(割る)

症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)・(2) (略)

(新設)

㊦ (略)

㊧ 認知症情報提供加算

350単位

注 過去に認知症の原因疾患に関する確定診断を受けておらず、認知症のおそれがあると医師が判断した入所者について、施設内での診断が困難であると判断された者について、当該入所者又はその家族の同意を得た上で、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて、別に厚生労働大臣が定める機関に当該入所者の紹介を行った場合に、入所者1人につき入所期間中に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該介護老人保健施設に併設する保険医療機関（認知症疾患医療センター及びこれに類する保険医療機関を除く。）に対する紹介を行った場合は算定しない。

(割る)

ナ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ① (1) リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(I) 53単位
- (2) リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(II) 33単位

ナ～ニ (略)

オ 高齢者施設等感染対策向上加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設が、入所者に対して介護保健施設サービスを行った場

ツ 地域連携診療計画情報提供加算

300単位

注 医科診療報酬点数表の退院支援加算の注4に掲げる地域連携診療計画加算を算定して保険医療機関を退院した入所者に対して、当該保険医療機関が地域連携診療計画に基づいて作成した診療計画に基づき、入所者の治療等を行うとともに、入所者の同意を得た上で、当該退院した日の属する月の翌月までに、退院支援加算の注4に掲げる地域連携診療計画加算を算定する病院に当該入所者に係る診療情報を文書により提供した場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

チ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算

33単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、リハビリテーションを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- (1) 入所者ごとのリハビリテーション実施計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出していること。
- (2) 必要に応じてリハビリテーション実施計画の内容を見直す等、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

チ～丑 (略)

コ (新設)

合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) 10単位

(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 5単位

ク 新興感染症等施設療養費 (1日につき) 240単位

注 介護老人保健施設が、入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、介護保健施設サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。

セ 生産性向上推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、入所者に対して介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 100単位

(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 10単位

ソ (略)

タ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれか

(新設)

(新設)

ト (略)

チ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれか

の加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからマまでにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからロまでにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからマまでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数

㉔ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからマまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからマまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

㉕ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、イからマまでにより算定した単位数の1000分の8に相当する単位数を所定単位数に加算する。

3 削除

の加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからノまでにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからノまでにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからノまでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数

㉔ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからノまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからノまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

㉕ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、イからノまでにより算定した単位数の1000分の8に相当する単位数を所定単位数に加算する。

3 介護療養施設サービス

1 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 療養型介護療養施設サービス費（1日につき）

(一) 療養型介護療養施設サービス費(1)

a 療養型介護療養施設サービス費(1)

<u>i 要介護 1</u>	<u>593単位</u>
<u>ii 要介護 2</u>	<u>685単位</u>
<u>iii 要介護 3</u>	<u>889単位</u>
<u>iv 要介護 4</u>	<u>974単位</u>
<u>v 要介護 5</u>	<u>1,052単位</u>

b 療養型介護療養施設サービス費(1)

<u>i 要介護 1</u>	<u>618単位</u>
<u>ii 要介護 2</u>	<u>716単位</u>
<u>iii 要介護 3</u>	<u>927単位</u>
<u>iv 要介護 4</u>	<u>1,017単位</u>
<u>v 要介護 5</u>	<u>1,099単位</u>

c 療養型介護療養施設サービス費(1)

<u>i 要介護 1</u>	<u>609単位</u>
<u>ii 要介護 2</u>	<u>704単位</u>
<u>iii 要介護 3</u>	<u>914単位</u>
<u>iv 要介護 4</u>	<u>1,001単位</u>
<u>v 要介護 5</u>	<u>1,082単位</u>

d 療養型介護療養施設サービス費(1)

<u>i 要介護 1</u>	<u>686単位</u>
<u>ii 要介護 2</u>	<u>781単位</u>
<u>iii 要介護 3</u>	<u>982単位</u>
<u>iv 要介護 4</u>	<u>1,070単位</u>
<u>v 要介護 5</u>	<u>1,146単位</u>

e 療養型介護療養施設サービス費(1)

<u>i 要介護 1</u>	<u>717単位</u>
<u>ii 要介護 2</u>	<u>815単位</u>
<u>iii 要介護 3</u>	<u>1,026単位</u>
<u>iv 要介護 4</u>	<u>1,117単位</u>

v	要介護5	1,198単位
f	<u>療養型介護療養施設サービス費</u> (iv)	
i	要介護1	705単位
ii	要介護2	803単位
iii	要介護3	1,010単位
iv	要介護4	1,099単位
v	要介護5	1,180単位
g	<u>療養型介護療養施設サービス費</u> (ii)	
a	<u>療養型介護療養施設サービス費</u> (i)	
i	要介護1	542単位
ii	要介護2	636単位
iii	要介護3	774単位
iv	要介護4	907単位
v	要介護5	943単位
b	<u>療養型介護療養施設サービス費</u> (ii)	
i	要介護1	557単位
ii	要介護2	652単位
iii	要介護3	793単位
iv	要介護4	929単位
v	要介護5	966単位
c	<u>療養型介護療養施設サービス費</u> (iii)	
i	要介護1	638単位
ii	要介護2	731単位
iii	要介護3	869単位
iv	要介護4	1,001単位
v	要介護5	1,037単位
d	<u>療養型介護療養施設サービス費</u> (iv)	
i	要介護1	654単位
ii	要介護2	749単位
iii	要介護3	891単位
iv	要介護4	1,026単位

	v	要介護 5	1,062単位
(三)		療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)	
	a	療養型介護療養施設サービス費(i)	
		i	522単位
		ii	619単位
		iii	748単位
		iv	884単位
		v	919単位
	b	療養型介護療養施設サービス費(ii)	
		i	619単位
		ii	714単位
		iii	845単位
		iv	980単位
		v	1,015単位
(2)		療養型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)	
(一)		療養型経過型介護療養施設サービス費(i)	
	a	療養型経過型介護療養施設サービス費(i)	
		i	601単位
		ii	694単位
		iii	825単位
		iv	903単位
		v	981単位
	b	療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)	
		i	695単位
		ii	792単位
		iii	920単位
		iv	999単位
		v	1,078単位
(二)		療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	
	a	療養型経過型介護療養施設サービス費(i)	
		i	601単位

ii	要介護2	694単位
iii	要介護3	789単位
iv	要介護4	868単位
v	要介護5	945単位
<u>b 療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)</u>		
i	要介護1	695単位
ii	要介護2	792単位
iii	要介護3	884単位
iv	要介護4	962単位
v	要介護5	1,042単位
<u>(3) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (1日につき)</u>		
<u>(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(i)</u>		
a	要介護1	706単位
b	要介護2	801単位
c	要介護3	1,002単位
d	要介護4	1,090単位
e	要介護5	1,166単位
<u>(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(ii)</u>		
a	要介護1	732単位
b	要介護2	830単位
c	要介護3	1,042単位
d	要介護4	1,132単位
e	要介護5	1,213単位
<u>(三) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(iii)</u>		
a	要介護1	723単位
b	要介護2	819単位
c	要介護3	1,028単位
d	要介護4	1,117単位
e	要介護5	1,197単位
<u>(四) 経過のユニット型療養型介護療養施設サービス費(i)</u>		
a	要介護1	706単位

	<u>b</u>	要介護2	801単位
	<u>c</u>	要介護3	1,002単位
	<u>d</u>	要介護4	1,090単位
	<u>e</u>	要介護5	1,166単位
(四)		経過のユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	
	<u>a</u>	要介護1	732単位
	<u>b</u>	要介護2	830単位
	<u>c</u>	要介護3	1,042単位
	<u>d</u>	要介護4	1,132単位
	<u>e</u>	要介護5	1,213単位
(五)		経過のユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)	
	<u>a</u>	要介護1	723単位
	<u>b</u>	要介護2	819単位
	<u>c</u>	要介護3	1,028単位
	<u>d</u>	要介護4	1,117単位
	<u>e</u>	要介護5	1,197単位
(4)		ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)	
(一)		ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費	
	<u>a</u>	要介護1	706単位
	<u>b</u>	要介護2	801単位
	<u>c</u>	要介護3	924単位
	<u>d</u>	要介護4	1,000単位
	<u>e</u>	要介護5	1,079単位
(二)		経過のユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費	
	<u>a</u>	要介護1	706単位
	<u>b</u>	要介護2	801単位
	<u>c</u>	要介護3	924単位
	<u>d</u>	要介護4	1,000単位
	<u>e</u>	要介護5	1,079単位

- 注1 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定介護療養施設サービスタ（同号に規定する指定介護療養施設サービスタをいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院患者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、入院患者の数又は医師、看護職員、介護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、100分の95に相当する単位を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、(6)から(10)まで、(12)、(13)、(16)及び(17)は算定しない。
- 3 (3)及び(4)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身

- 体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護療養型医療施設について、病院療養病床療養環境減算として、1日につき25単位を所定単位数から減算する。
- 6 医師の配置について、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第49条の規定が適用されている病院については、1日につき12単位を所定単位数から減算する。
- 7 令和6年4月1日までの介護医療院等への移行等に関する計画を、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの半期ごとに都道府県知事に届け出ていない場合は、移行計画未提出減算として、当該半期経過後6月の期間、1日につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 8 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。
- 9 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。
- 10 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- | | | |
|---|-----------|------|
| イ | 夜間勤務等看護Ⅰ) | 23単位 |
| ロ | 夜間勤務等看護Ⅱ) | 14単位 |
| ハ | 夜間勤務等看護Ⅲ) | 14単位 |
| ニ | 夜間勤務等看護Ⅳ) | 7単位 |
- 11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設におい

て、若年性認知症患者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入院患者をいう。以下同じ。）に対して指定介護療養施設サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、15を算定している場合は、算定しない。

12 入院患者に対して居室における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は、算定できない。

13 (2)及び(4)について、入院患者であつて、退院が見込まれる者その居室において試行的に退院させ、指定介護療養型医療施設が居宅サービスを提供する場合に1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的退院に係る初日及び最終日は算定せず、注12に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

14 入院患者に対し専門的な診療が必要になった場合であつて、当該患者に対し他の病院又は診療所において当該診療が行われた場合は、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定する。

15 平成17年9月30日において従来型個室に入院している者であつて、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入院するもの（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、療養型介護療養施設サービス費(1)、療養型介護療養施設サービス費(II)若しくは療養型介護療養施設サービス費(III)又は療養型経過型介護療養施設サービス費(I)若しくは療養型経過型介護療養施設サービス費(II)を支給する場合は、当分の間、それぞれ、療養型介護療養施設サービス費(1)の療養型介護療養施設サービス費(II)、(I)若しくは(III)、療養型介護療養施設サービス費(II)の療養型介護療養施設サービス費(III)若しくは(IV)若しくは療養型介護療養施設サービス費(II)

の療養型介護療養施設サービス費^(イ)又は療養型経過型介護療養施設サービス費^(イ)の療養型経過型介護療養施設サービス費^(イ)若しくは療養型経過型介護療養施設サービス費^(ロ)の療養型経過型介護療養施設サービス費^(ロ)を算定する。

16 次のいずれかに該当する者に対して、療養型介護療養施設サービス費^(イ)、療養型介護療養施設サービス費^(ロ)若しくは療養型介護療養施設サービス費^(ハ)又は療養型経過型介護療養施設サービス費^(イ)若しくは療養型経過型介護療養施設サービス費^(ロ)を支給する場合は、それぞれ、療養型介護療養施設サービス費^(イ)の療養型介護療養施設サービス費^(イ)、^(ロ)若しくは^(ハ)、療養型介護療養施設サービス費^(イ)、^(ロ)若しくは^(ハ)、介護療養施設サービス費^(イ)若しくは^(ロ)若しくは^(ハ)療養型介護療養施設サービス費^(イ)又は療養型経過型介護療養施設サービス費^(イ)の療養型経過型介護療養施設サービス費^(イ)若しくは^(ロ)若しくは^(ハ)療養型経過型介護療養施設サービス費^(イ)の療養型経過型介護療養施設サービス費^(イ)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者であつて、従来型個室への入院期間が30日以内であるもの

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入院する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入院患者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者

(5) 初期加算 30単位

注 入院した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。

(6) 退院時指導等加算

(一) 退院時等指導加算

a 退院前訪問指導加算 460単位

b	退院後訪問指導加算	460単位
c	退院時指導加算	400単位
d	退院時情報提供加算	500単位
e	退院前連携加算	500単位
	訪問看護指示加算	300単位

注1 (一)のaについては、入院期間が1月を超えると見込まれる入院患者の退院に先立って当該入院患者が退院後生活する居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合に、入院中1回（入院後早期に退院前訪問指導の必要があると認められる入院患者にあつては、2回）を限度として算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

2 (一)のbについては、入院患者の退院後30日以内に当該入院患者の居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して療養上の指導を行った場合に、退院後1回を限度として算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

3 (一)のcについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院時に、当該入院患者及びその家族等に対して、退院後の療養上の指導を行った場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

4 (一)のdについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院後の主治の医師に対して、当該

入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の紹介を行った場合に、入院患者1人につき1回に限り算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。

5 (一)のeについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、当該入院患者の退院に先立って当該入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者に係る居宅サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

6 (二)については、入院患者の退院時に、指定介護療養型医療施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを行う場合に限る。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（看護サービスを行う場合に限る。）の利用が必要であると認め、当該入院患者の選定する指定訪問看護ステーション、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して、当該入院患者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

(7) 低栄養リスク改善加算

300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療

養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であつて、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)から(4)までの注9、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して6月を超えた期間に行われた場合であつても、低栄養状態の改善等が可能な入所者であつて、医師の指示に基づき継続して栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

(8) 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180

日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、(1)から(4)までの注9を算定している場合は算定しない。

2 経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員が行う支援が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であつて、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

(9) 経口維持加算

㊦ 経口維持加算(I) 400単位

㊧ 経口維持加算(II) 100単位

注1 ㊦については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であつて、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入院患者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)から(4)までの注9又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 ㊧については、協力歯科医療機関を定めている指定介

療養型医療施設が、経口維持加算(1)を算定している場合であつて、入院患者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。)第2条第1項第1号に規定する医師を除く。)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1月につき所定単位数を加算する。

10) 口腔衛生管理加算

90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。

イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入院患者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。

ロ 歯科衛生士が、イにおける入院患者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。

ハ 歯科衛生士が、イにおける入院患者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。

11) 療養食加算

6単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合

する指定介護療養型医療施設において行われていること

12 在宅復帰支援機能加算 10単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設であつて、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合にあつては、1日につき所定単位数を加算する

イ 入院患者の家族との連絡調整を行っていること。

ロ 入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入院患者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。

13 特定診療費

注 入院患者に対して、指導管理、リハビリテーションのうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

14 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位

(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位

15 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位

注 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入院することが適当であると判断した者に対し、指定介護療養施設サービスを行つ

た場合は、入院した日から起算して7日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

16) 排せつ支援加算

100単位

注 排せつに介護を要する入院患者であつて、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対して、指定介護療養型医療施設の医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入院患者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づき支援を継続して実施した場合は、支援を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、同一入院期間中に排せつ支援加算を算定している場合は、算定しない。

17) 安全対策体制加算

20単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入院初日に限り所定単位数を加算する。

18) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

22単位

(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

18単位

(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

6単位

19) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員
の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に
届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指
定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げ
る区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単
位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいづれ
かの加算を算定している場合においては、次に掲げるその
他の加算は算定しない。

- ㊦ 介護職員処遇改善加算Ⅰ (1)から(8)までにより算定し
た単位数の1000分の26に相当する単位数
- ㊧ 介護職員処遇改善加算Ⅱ (1)から(8)までにより算定し
た単位数の1000分の19に相当する単位数
- ㊨ 介護職員処遇改善加算Ⅲ (1)から(8)までにより算定し
た単位数の1000分の10に相当する単位数

(20) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員
等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事
に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、
指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲
げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算す
る。ただし、次に掲げるいづれかの加算を算定している場
合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ㊦ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1)から(8)までにより
算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- ㊧ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (1)から(8)までにより
算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

(21) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員
等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事
に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、
指定介護療養施設サービスを行った場合は、(1)から(8)まで

により算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)

(イ) 診療所型介護療養施設サービス費(1)

a 診療所型介護療養施設サービス費(1)

i 要介護 1 576単位

ii 要介護 2 620単位

iii 要介護 3 664単位

iv 要介護 4 707単位

v 要介護 5 752単位

b 診療所型介護療養施設サービス費(1)

i 要介護 1 601単位

ii 要介護 2 647単位

iii 要介護 3 692単位

iv 要介護 4 738単位

v 要介護 5 785単位

c 診療所型介護療養施設サービス費(1)

i 要介護 1 593単位

ii 要介護 2 638単位

iii 要介護 3 683単位

iv 要介護 4 728単位

v 要介護 5 774単位

d 診療所型介護療養施設サービス費(1)

i 要介護 1 670単位

ii 要介護 2 714単位

iii 要介護 3 759単位

iv 要介護 4 802単位

v 要介護 5 846単位

e 診療所型介護療養施設サービス費(1)

i 要介護 1 699単位

ii	要介護2	746単位
iii	要介護3	792単位
iv	要介護4	837単位
v	要介護5	884単位
f	診療所型介護療養施設サービス費 ^(iv)	
i	要介護1	689単位
ii	要介護2	735単位
iii	要介護3	781単位
iv	要介護4	825単位
v	要介護5	872単位
g	診療所型介護療養施設サービス費 ⁽ⁱⁱ⁾	
a	診療所型介護療養施設サービス費 ⁽ⁱ⁾	
i	要介護1	506単位
ii	要介護2	546単位
iii	要介護3	585単位
iv	要介護4	626単位
v	要介護5	665単位
b	診療所型介護療養施設サービス費 ⁽ⁱⁱ⁾	
i	要介護1	602単位
ii	要介護2	641単位
iii	要介護3	681単位
iv	要介護4	720単位
v	要介護5	760単位
(2)	ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	
1)		
(一)	ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 ⁽ⁱ⁾	
a	要介護1	689単位
b	要介護2	734単位
c	要介護3	778単位
d	要介護4	821単位
e	要介護5	865単位

<u>(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)</u>		
a	<u>要介護1</u>	<u>714単位</u>
b	<u>要介護2</u>	<u>761単位</u>
c	<u>要介護3</u>	<u>807単位</u>
d	<u>要介護4</u>	<u>852単位</u>
e	<u>要介護5</u>	<u>899単位</u>
<u>(三) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅲ)</u>		
a	<u>要介護1</u>	<u>705単位</u>
b	<u>要介護2</u>	<u>751単位</u>
c	<u>要介護3</u>	<u>797単位</u>
d	<u>要介護4</u>	<u>841単位</u>
e	<u>要介護5</u>	<u>887単位</u>
<u>(四) 経過のユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)</u>		
a	<u>要介護1</u>	<u>689単位</u>
b	<u>要介護2</u>	<u>734単位</u>
c	<u>要介護3</u>	<u>778単位</u>
d	<u>要介護4</u>	<u>821単位</u>
e	<u>要介護5</u>	<u>865単位</u>
<u>(五) 経過のユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)</u>		
a	<u>要介護1</u>	<u>714単位</u>
b	<u>要介護2</u>	<u>761単位</u>
c	<u>要介護3</u>	<u>807単位</u>
d	<u>要介護4</u>	<u>852単位</u>
e	<u>要介護5</u>	<u>899単位</u>
<u>(六) 経過のユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅲ)</u>		
a	<u>要介護1</u>	<u>705単位</u>
b	<u>要介護2</u>	<u>751単位</u>
c	<u>要介護3</u>	<u>797単位</u>
d	<u>要介護4</u>	<u>841単位</u>
e	<u>要介護5</u>	<u>887単位</u>
<u>注1 療養病床を有する診療所である指定介護療養型医療施</u>		

設の療養病床に係る病室であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室（療養病床に係るものに限る。）において、指定介護療養施設サービスを行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院患者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、入院患者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、100分の95に相当する単位を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、(4)から(8)まで、(10)、(11)、(14)及び(15)は算定しない。

3 (2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施施設として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護療養型医療施設については、診療所療養病床設備基準減算として、1日につき60単位を所定単位数から減算する。

6 令和6年4月1日までの介護医療院等への移行等に関する計画を、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの半期ごとに都道府県知事に届け出ていない場合は、移行計画未提出減算として、当該半期経過後6月の期間、1日につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

- 7 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。
- 8 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。
- 9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、若年性認知症患者に対して指定介護療養施設サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、¹³⁾を算定している場合は、算定しない。
- 10 入院患者に対して居室における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は、算定できない。
- 11 入院患者に対し専門的な診療が必要になった場合であつて、当該患者に対し他の病院又は診療所において当該診療が行われた場合は、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定する。
- 12 平成17年9月30日において従来型個室に入院している者であつて、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入院するもの（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、診療所型介護療養施設サービス費¹⁾又は診療所型介護療養施設サービス費²⁾を支給する場合は、当分の間、それぞれ、診療所型介護療養施設サービス費¹⁾の診療所型介護療養施設サービス費²⁾、³⁾若しくは⁴⁾又は診療所型介護療養施設サービス費³⁾の診療所型介護療養施設サービス費⁴⁾を算定する。
- 13 次のいずれかに該当する者に対して、診療所型介護療養施設サービス費¹⁾又は診療所型介護療養施設サービス

費Ⅱを支給する場合は、それぞれ、診療所型介護療養施設サービス費Ⅰ)の診療所型介護療養施設サービス費^(iv)、^(v)若しくは^(vi)又は診療所型介護療養施設サービス費Ⅱ)の診療所型介護療養施設サービス費Ⅱ)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者であつて、従来型個室への入院期間が30日以内であるもの

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入院する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入院患者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者
初期加算 30単位

(3) 注 入院した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。

(4) 退院時指導等加算

イ 退院時指導加算

a 退院前訪問指導加算 460単位

b 退院後訪問指導加算 460単位

c 退院時指導加算 400単位

d 退院時情報提供加算 500単位

e 退院前連携加算 500単位

ロ 訪問看護指示加算 300単位

注1 イ)のaについては、入院期間が1月を超えると見込まれる入院患者の退院に先立って当該入院患者が退院後生活する居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合に、入院中1回(入院後早期に退院前訪問指導の必要があると認められる入院患者にあつては、2回)を限度として算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入院患者の同意を得

て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

2 (一)のbについては、入院患者の退院後30日以内に当該入院患者の居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して療養上の指導を行った場合に、退院後1回を限度として算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

3 (一)のcについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院時に、当該入院患者及びその家族等に対して、退院後の療養上の指導を行った場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

4 (一)のdについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院後の主治の医師に対して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の紹介を行った場合に、入院患者1人につき1回に限り算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。

5 (一)のeについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、当該入院患者の退院に先立って当該入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を

示す文書を添えて当該入院患者に係る居宅サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

6 (2)については、入院患者の退院時に、指定介護療養型医療施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを行う場合に限る。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（看護サービスを行う場合に限る。）の利用が必要であると認め、当該入院患者の選定する指定訪問看護ステーション、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して、当該入院患者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

(5) 低栄養リスク改善加算

300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であつて、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)及び(2)の注8、経口移行加算又は経口維

持加算を算定している場合は、算定しない。

2 低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、低栄養状態の改善等が可能な入所者であって、医師の指示に基づき継続して栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

(6) 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、(1)及び(2)の注8を算定している場合は、算定しない。

2 経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員が行う支援が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

(7) 経口維持加算

(イ) 経口維持加算(1)

400単位

㉔ 経口維持加算(Ⅱ)

100単位

注1 (一)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であつて、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入院患者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)及び(2)の注8又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (二)については、協力歯科医療機関を定めている指定介護療養型医療施設が、経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であつて、入院患者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師（指定介護療養型医療施設基準第2条第2項第1号に規定する医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わつた場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(8) 口腔衛生管理加算

90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。

イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入院患者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。

ロ 歯科衛生士が、イにおける入院患者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導

を行うこと。

ハ 歯科衛生士が、イにおける入院患者の口腔^{くわう}に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。

(9) 療養食加算 6単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において行われていること

(10) 在宅復帰支援機能加算 10単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設であつて、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合にあつては、1日につき所定単位数を加算する

一 入院患者の家族との連絡調整を行っていること。

ロ 入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入院患者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。

(11) 特定診療費

注 入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(12) 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 認知症専門ケア加算(I) 3単位

(2) 認知症専門ケア加算(II) 4単位

(13) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位

注 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入院することが適当であると判断した者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、入院した日から起算して7日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

(14) 排せつ支援加算 100単位

注 排せつに介護を要する者であつて、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対して、指定介護療養型医療施設の医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入院患者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づき支援を継続して実施した場合は、支援を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、同一入院期間中に排せつ支援加算を算定している場合は、算定しない。

(15) 安全対策体制加算 20単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入院初日に限り所定単位数

を加算する。

16) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ) サービス提供体制強化加算Ⅰ) 22単位
 - ロ) サービス提供体制強化加算Ⅱ) 18単位
 - ハ) サービス提供体制強化加算Ⅲ) 6単位
- 17) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ) 介護職員処遇改善加算Ⅰ) (1)から16)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- ロ) 介護職員処遇改善加算Ⅱ) (1)から16)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- ハ) 介護職員処遇改善加算Ⅲ) (1)から16)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

18) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、

指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

（一）介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（1から16までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

）介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ（1から16までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

（19）介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、(1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

（1）認知症疾患型介護療養施設サービス費（1日につき）

（二）認知症疾患型介護療養施設サービス費(1)

 a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1)

 i 要介護 1 986単位

 ii 要介護 2 1,050単位

 iii 要介護 3 1,114単位

 iv 要介護 4 1,179単位

 v 要介護 5 1,244単位

 b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(2)

 i 要介護 1 1,091単位

 ii 要介護 2 1,157単位

 iii 要介護 3 1,221単位

 iv 要介護 4 1,286単位

 v 要介護 5 1,350単位

(二)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	
a	認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ)	
i	要介護1	930単位
ii	要介護2	998単位
iii	要介護3	1,066単位
iv	要介護4	1,133単位
v	要介護5	1,201単位
b	認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)	
i	要介護1	1,037単位
ii	要介護2	1,104単位
iii	要介護3	1,171単位
iv	要介護4	1,241単位
v	要介護5	1,307単位
(三)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)	
a	認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ)	
i	要介護1	902単位
ii	要介護2	969単位
iii	要介護3	1,034単位
iv	要介護4	1,099単位
v	要介護5	1,165単位
b	認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)	
i	要介護1	1,009単位
ii	要介護2	1,074単位
iii	要介護3	1,141単位
iv	要介護4	1,207単位
v	要介護5	1,271単位
(四)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)	
a	認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ)	
i	要介護1	887単位
ii	要介護2	951単位
iii	要介護3	1,016単位

iv	要介護4	1,080単位
v	要介護5	1,145単位
<u>b</u> <u>認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)</u>		
i	要介護1	993単位
ii	要介護2	1,058単位
iii	要介護3	1,121単位
iv	要介護4	1,188単位
v	要介護5	1,251単位
<u>(Ⅴ) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅵ)</u>		
<u>a</u> <u>認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)</u>		
i	要介護1	827単位
ii	要介護2	892単位
iii	要介護3	956単位
iv	要介護4	1,021単位
v	要介護5	1,085単位
<u>b</u> <u>認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)</u>		
i	要介護1	934単位
ii	要介護2	998単位
iii	要介護3	1,063単位
iv	要介護4	1,127単位
v	要介護5	1,192単位
<u>(2) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)</u>		
<u>1)</u>		
<u>(Ⅰ) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ)</u>		
a	要介護1	733単位
b	要介護2	797単位
c	要介護3	863単位
d	要介護4	927単位
e	要介護5	992単位
<u>(Ⅱ) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)</u>		
a	要介護1	840単位

	<u>b</u> 要介護2	904単位
	<u>c</u> 要介護3	969単位
	<u>d</u> 要介護4	1,034単位
	<u>e</u> 要介護5	1,097単位
(3)	<u>ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費</u> （1日に つき）	
(一)	<u>ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(I)</u>	
	<u>a ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費</u>	
	<u>i</u> 要介護1	1,112単位
	<u>ii</u> 要介護2	1,177単位
	<u>iii</u> 要介護3	1,242単位
	<u>iv</u> 要介護4	1,306単位
	<u>v</u> 要介護5	1,371単位
	<u>b 経過のユニット型認知症患者型介護療養施設サービス 費</u>	
	<u>i</u> 要介護1	1,112単位
	<u>ii</u> 要介護2	1,177単位
	<u>iii</u> 要介護3	1,242単位
	<u>iv</u> 要介護4	1,306単位
	<u>v</u> 要介護5	1,371単位
(二)	<u>ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(II)</u>	
	<u>a ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費</u>	
	<u>i</u> 要介護1	1,057単位
	<u>ii</u> 要介護2	1,124単位
	<u>iii</u> 要介護3	1,194単位
	<u>iv</u> 要介護4	1,261単位
	<u>v</u> 要介護5	1,328単位
	<u>b 経過のユニット型認知症患者型介護療養施設サービス 費</u>	
	<u>i</u> 要介護1	1,057単位
	<u>ii</u> 要介護2	1,124単位

Ⅲ	要介護 3	1,194単位
Ⅳ	要介護 4	1,261単位
Ⅴ	要介護 5	1,328単位

注 1 老人性認知症患者療養病棟（指定介護療養型医療施設基準第 2 条第 3 項に規定する老人性認知症患者療養病棟をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護療養型医療施設であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症患者療養病棟において、指定介護療養施設サービスを行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院患者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、入院患者の数又は医師、看護職員、介護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、(5)から(9)まで及び(11)から(14)までは算定しない。
- 3 (3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 5 令和6年4月1日までの介護医療院等への移行等に関する計画を、4月から9月まで及び10月から翌年3月ま

- での半期ごとに都道府県知事に届け出ていない場合は、移行計画未提出減算として、当該半期経過後6月の期間、1日につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。
- 7 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。
- 8 入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は、算定できない。
- 9 入院患者に対し専門的な診療が必要になった場合であつて、当該患者に対し他の病院又は診療所において当該診療が行われた場合は、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定する。
- 10 平成17年9月30日において従来型個室に入院している者であつて、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入院するもの(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)に対して、認知症疾患型介護療養施設サービスマン(Ⅰ)、認知症疾患型介護療養施設サービスマン(Ⅱ)、認知症疾患型介護療養施設サービスマン(Ⅲ)若しくは認知症疾患型介護療養施設サービスマン(Ⅳ)又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービスマン(Ⅴ)を支給する場合は、当分の間、それぞれ、認知症疾患型介護療養施設サービスマン(Ⅰ)の認知症疾患型介護療養施設サービスマン(Ⅱ)、認知症疾患型介護療養施設サービスマン(Ⅲ)の認知症疾患型介護療養施設サービスマン(Ⅳ)、認知症疾患型介護療養施設サービスマン(Ⅴ)の認知症疾患型介護療養施設

設サービス費(ⅰ)、認知症患者型介護療養施設サービス費(ⅱ)の認知症患者型介護療養施設サービス費(ⅱ)若しくは認知症患者型介護療養施設サービス費(ⅲ)の認知症患者型介護療養施設サービス費(ⅲ)又は認知症患者型経過型介護療養施設サービス費(ⅳ)を算定する。

11 次のいずれかに該当する者に対して、認知症患者型介護療養施設サービス費(ⅰ)、認知症患者型介護療養施設サービス費(ⅱ)、認知症患者型介護療養施設サービス費(ⅲ)、認知症患者型介護療養施設サービス費(ⅳ)又は認知症患者型経過型介護療養施設サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、認知症患者型介護療養施設サービス費(ⅰ)の認知症患者型介護療養施設サービス費(ⅱ)、認知症患者型介護療養施設サービス費(ⅲ)の認知症患者型介護療養施設サービス費(ⅲ)、認知症患者型介護療養施設サービス費(ⅳ)の認知症患者型介護療養施設サービス費(ⅳ)又は認知症患者型経過型介護療養施設サービス費(ⅳ)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者であつて、従来型個室への入院期間が30日以内であるもの

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入院する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入院患者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者

(4) 初期加算

30単位

注 入院した日から起算して30日以内の期間については、初

期加算として、1日につき所定単位数を加算する。

(5) 退院時指導等加算

(一) 退院時指導加算	
a 退院前訪問指導加算	460単位
b 退院後訪問指導加算	460単位
c 退院時指導加算	400単位
d 退院時情報提供加算	500単位
e 退院前連携加算	500単位
(二) 訪問看護指示加算	300単位

注1 (一)のaについては、入院期間が1月を超えると見込まれる入院患者の退院に先立って当該入院患者が退院後生活する居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合に、入院中1回（入院後早期に退院前訪問指導の必要があると認められる入院患者にあつては、2回）を限度として算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

2 (一)のbについては、入院患者の退院後30日以内に当該入院患者の居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して療養上の指導を行った場合に、退院後1回を限度として算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

3 (一)のcについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院時に、当該入院患者及びその家族等に対して、退院後の療養上の指導を行った場合に、

入院患者1人につき1回を限度として算定する。

4 (一)のdについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院後の主治の医師に対して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の紹介を行った場合に、入院患者1人につき1回に限り算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。

5 (一)のeについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、当該入院患者の退院に先立って当該入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退院後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

6 (二)については、入院患者の退院時に、指定介護療養型医療施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを行う場合に限る。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（看護サービスを行う場合に限る。）の利用が必要であると認め、当該入院患者の選定する指定訪問看護ステーション、指定定期巡回・随時対応型訪問介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対し

て、当該入院患者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合には、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

(6) 低栄養リスク改善加算 300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であつて、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)から(3)までの注7、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、低栄養状態の改善等が可能な入所者であつて、医師の指示に基づき継続して栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

(7) 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、現に経管により食事を摂取してい

る入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、(1)から(3)までの注7を算定している場合は、算定しない。

2 経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員が行う支援が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であつて、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

(8) 経口維持加算

㉜ 経口維持加算(I)

400単位

㉝ 経口維持加算(II)

100単位

注1 (㉜)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であつて、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入院患者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理

栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)から(3)までの注7又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (ロ)については、協力歯科医療機関を定めている指定介護療養型医療施設が、経口維持加算(1)を算定している場合であつて、入院患者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師(指定介護療養型医療施設基準第2条第3項第1号に規定する医師を除く。)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わつた場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(9) 口腔衛生管理加算

90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。

イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入院患者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。

ロ 歯科衛生士が、イにおける入院患者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。

ハ 歯科衛生士が、イにおける入院患者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。

(10) 療養食加算

6単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合

する指定介護療養型医療施設において行われていること

① 在宅復帰支援機能加算 10単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設であつて、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合にあつては、1日につき所定単位数を加算する

イ 入院患者の家族との連絡調整を行っていること。

ロ 入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入院患者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。

② 特定診療費

注 入院患者に対して、指導管理、リハビリテーションのうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

③ 排せつ支援加算 100単位

注 排せつに介護を要する入院患者であつて、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対して、指定介護療養型医療施設の医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入院患者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該計画に基づき支援を継続して実施した場合は、支援を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、同一入院期間中に排せつ支援加算を算定している場合は、算定しない。

④ 安全対策体制加算 20単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が

、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入院初日に限り所定単位数を加算する。

15) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ㊟ サービス提供体制強化加算Ⅰ) 22単位
- ㊚ サービス提供体制強化加算Ⅱ) 18単位
- ㊜ サービス提供体制強化加算Ⅲ) 6単位

16) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ㊟ 介護職員処遇改善加算Ⅰ) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- ㊚ 介護職員処遇改善加算Ⅱ) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- ㊜ 介護職員処遇改善加算Ⅲ) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

17) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員

等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に計算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
 - (二) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数
- 18) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、(1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

4 介護医療院サービス

イ I型介護医療院サービス費（1日につき）

- (1) I型介護医療院サービス費(イ)
 - (一) I型介護医療院サービス費(1)
 - a 要介護1 714単位
 - b 要介護2 824単位
 - c 要介護3 1,060単位
 - d 要介護4 1,161単位
 - e 要介護5 1,251単位
 - (二) I型介護医療院サービス費(ⅱ)
 - a 要介護1 825単位
 - b 要介護2 934単位
 - c 要介護3 1,171単位
 - d 要介護4 1,271単位

4 介護医療院サービス

イ I型介護医療院サービス費（1日につき）

- (1) I型介護医療院サービス費(イ)
 - (一) I型介護医療院サービス費(1)
 - a 要介護1 721単位
 - b 要介護2 832単位
 - c 要介護3 1,070単位
 - d 要介護4 1,172単位
 - e 要介護5 1,263単位
 - (二) I型介護医療院サービス費(ⅱ)
 - a 要介護1 833単位
 - b 要介護2 943単位
 - c 要介護3 1,182単位
 - d 要介護4 1,283単位

e	要介護5	<u>1,375</u> 単位
(2)	I型介護医療院サービス費(II)	
(一)	I型介護医療院サービス費(i)	
a	要介護1	<u>711</u> 単位
b	要介護2	<u>820</u> 単位
c	要介護3	<u>1,055</u> 単位
d	要介護4	<u>1,155</u> 単位
e	要介護5	<u>1,245</u> 単位
(二)	I型介護医療院サービス費(ii)	
a	要介護1	<u>821</u> 単位
b	要介護2	<u>930</u> 単位
c	要介護3	<u>1,165</u> 単位
d	要介護4	<u>1,264</u> 単位
e	要介護5	<u>1,355</u> 単位
(3)	I型介護医療院サービス費(III)	
(一)	I型介護医療院サービス費(i)	
a	要介護1	<u>694</u> 単位
b	要介護2	<u>804</u> 単位
c	要介護3	<u>1,039</u> 単位
d	要介護4	<u>1,138</u> 単位
e	要介護5	<u>1,228</u> 単位
(二)	I型介護医療院サービス費(ii)	
a	要介護1	<u>805</u> 単位
b	要介護2	<u>914</u> 単位
c	要介護3	<u>1,148</u> 単位
d	要介護4	<u>1,248</u> 単位
e	要介護5	<u>1,338</u> 単位
ロ	II型介護医療院サービス費(1日につき)	
(1)	II型介護医療院サービス費(i)	
(一)	II型介護医療院サービス費(i)	
a	要介護1	<u>675</u> 単位

e	要介護5	<u>1,362</u> 単位
(2)	I型介護医療院サービス費(II)	
(一)	I型介護医療院サービス費(i)	
a	要介護1	<u>704</u> 単位
b	要介護2	<u>812</u> 単位
c	要介護3	<u>1,045</u> 単位
d	要介護4	<u>1,144</u> 単位
e	要介護5	<u>1,233</u> 単位
(二)	I型介護医療院サービス費(ii)	
a	要介護1	<u>813</u> 単位
b	要介護2	<u>921</u> 単位
c	要介護3	<u>1,154</u> 単位
d	要介護4	<u>1,252</u> 単位
e	要介護5	<u>1,342</u> 単位
(3)	I型介護医療院サービス費(III)	
(一)	I型介護医療院サービス費(i)	
a	要介護1	<u>688</u> 単位
b	要介護2	<u>796</u> 単位
c	要介護3	<u>1,029</u> 単位
d	要介護4	<u>1,127</u> 単位
e	要介護5	<u>1,217</u> 単位
(二)	I型介護医療院サービス費(ii)	
a	要介護1	<u>797</u> 単位
b	要介護2	<u>905</u> 単位
c	要介護3	<u>1,137</u> 単位
d	要介護4	<u>1,236</u> 単位
e	要介護5	<u>1,326</u> 単位
ロ	II型介護医療院サービス費(1日につき)	
(1)	II型介護医療院サービス費(i)	
(一)	II型介護医療院サービス費(i)	
a	要介護1	<u>669</u> 単位

b	要介護 2	771 単位
c	要介護 3	981 単位
d	要介護 4	1,069 単位
e	要介護 5	1,149 単位
(二)	Ⅱ型介護医療院サービス費(ⅱ)	
a	要介護 1	786 単位
b	要介護 2	883 単位
c	要介護 3	1,092 単位
d	要介護 4	1,181 単位
e	要介護 5	1,261 単位
(2)	Ⅱ型介護医療院サービス費(ⅲ)	
(一)	Ⅱ型介護医療院サービス費(ⅰ)	
a	要介護 1	659 単位
b	要介護 2	755 単位
c	要介護 3	963 単位
d	要介護 4	1,053 単位
e	要介護 5	1,133 単位
(二)	Ⅱ型介護医療院サービス費(ⅱ)	
a	要介護 1	770 単位
b	要介護 2	867 単位
c	要介護 3	1,075 単位
d	要介護 4	1,165 単位
e	要介護 5	1,245 単位
(3)	Ⅱ型介護医療院サービス費(ⅳ)	
(一)	Ⅱ型介護医療院サービス費(ⅰ)	
a	要介護 1	648 単位
b	要介護 2	743 単位
c	要介護 3	952 単位
d	要介護 4	1,042 単位
e	要介護 5	1,121 単位
(二)	Ⅱ型介護医療院サービス費(ⅱ)	

b	要介護 2	764 単位
c	要介護 3	972 単位
d	要介護 4	1,059 単位
e	要介護 5	1,138 単位
(二)	Ⅱ型介護医療院サービス費(ⅱ)	
a	要介護 1	779 単位
b	要介護 2	875 単位
c	要介護 3	1,082 単位
d	要介護 4	1,170 単位
e	要介護 5	1,249 単位
(2)	Ⅱ型介護医療院サービス費(ⅲ)	
(一)	Ⅱ型介護医療院サービス費(ⅰ)	
a	要介護 1	653 単位
b	要介護 2	748 単位
c	要介護 3	954 単位
d	要介護 4	1,043 単位
e	要介護 5	1,122 単位
(二)	Ⅱ型介護医療院サービス費(ⅱ)	
a	要介護 1	763 単位
b	要介護 2	859 単位
c	要介護 3	1,065 単位
d	要介護 4	1,154 単位
e	要介護 5	1,233 単位
(3)	Ⅱ型介護医療院サービス費(ⅳ)	
(一)	Ⅱ型介護医療院サービス費(ⅰ)	
a	要介護 1	642 単位
b	要介護 2	736 単位
c	要介護 3	943 単位
d	要介護 4	1,032 単位
e	要介護 5	1,111 単位
(二)	Ⅱ型介護医療院サービス費(ⅱ)	

a	要介護 1	759単位
b	要介護 2	855単位
c	要介護 3	1,064単位
d	要介護 4	1,154単位
e	要介護 5	1,234単位
ハ、特別介護医療院サービス費（1日につき）		
(1) I型特別介護医療院サービス費		
(一) I型特別介護医療院サービス費(i)		
a	要介護 1	661単位
b	要介護 2	763単位
c	要介護 3	988単位
d	要介護 4	1,081単位
e	要介護 5	1,168単位
(二) I型特別介護医療院サービス費(ii)		
a	要介護 1	764単位
b	要介護 2	869単位
c	要介護 3	1,091単位
d	要介護 4	1,186単位
e	要介護 5	1,271単位
(2) II型特別介護医療院サービス費		
(一) II型特別介護医療院サービス費(i)		
a	要介護 1	614単位
b	要介護 2	707単位
c	要介護 3	905単位
d	要介護 4	991単位
e	要介護 5	1,066単位
(二) II型特別介護医療院サービス費(ii)		
a	要介護 1	721単位
b	要介護 2	814単位
c	要介護 3	1,012単位
d	要介護 4	1,096単位

a	要介護 1	752単位
b	要介護 2	847単位
c	要介護 3	1,054単位
d	要介護 4	1,143単位
e	要介護 5	1,222単位
ハ、特別介護医療院サービス費（1日につき）		
(1) I型特別介護医療院サービス費		
(一) I型特別介護医療院サービス費(i)		
a	要介護 1	655単位
b	要介護 2	756単位
c	要介護 3	979単位
d	要介護 4	1,071単位
e	要介護 5	1,157単位
(二) I型特別介護医療院サービス費(ii)		
a	要介護 1	757単位
b	要介護 2	861単位
c	要介護 3	1,081単位
d	要介護 4	1,175単位
e	要介護 5	1,259単位
(2) II型特別介護医療院サービス費		
(一) II型特別介護医療院サービス費(i)		
a	要介護 1	608単位
b	要介護 2	700単位
c	要介護 3	897単位
d	要介護 4	982単位
e	要介護 5	1,056単位
(二) II型特別介護医療院サービス費(ii)		
a	要介護 1	714単位
b	要介護 2	806単位
c	要介護 3	1,003単位
d	要介護 4	1,086単位

e	要介護5	1,172単位
ニ ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費（1日につき）		
(1) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)		
(一) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費		
a	要介護1	850単位
b	要介護2	960単位
c	要介護3	1,199単位
d	要介護4	1,300単位
e	要介護5	1,392単位
(2) 経過のユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費		
a	要介護1	850単位
b	要介護2	960単位
c	要介護3	1,199単位
d	要介護4	1,300単位
e	要介護5	1,392単位
(2) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅱ)		
(一) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費		
a	要介護1	840単位
b	要介護2	948単位
c	要介護3	1,184単位
d	要介護4	1,283単位
e	要介護5	1,374単位
(二) 経過のユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費		
a	要介護1	840単位
b	要介護2	948単位
c	要介護3	1,184単位
d	要介護4	1,283単位
e	要介護5	1,374単位
ホ ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費（1日につき）		
(1) ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費		
(一) 要介護1		849単位

e	要介護5	1,161単位
ニ ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費（1日につき）		
(1) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)		
(一) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費		
a	要介護1	842単位
b	要介護2	951単位
c	要介護3	1,188単位
d	要介護4	1,288単位
e	要介護5	1,379単位
(2) 経過のユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費		
a	要介護1	842単位
b	要介護2	951単位
c	要介護3	1,188単位
d	要介護4	1,288単位
e	要介護5	1,379単位
(2) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅱ)		
(一) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費		
a	要介護1	832単位
b	要介護2	939単位
c	要介護3	1,173単位
d	要介護4	1,271単位
e	要介護5	1,361単位
(二) 経過のユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費		
a	要介護1	832単位
b	要介護2	939単位
c	要介護3	1,173単位
d	要介護4	1,271単位
e	要介護5	1,361単位
ホ ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費（1日につき）		
(1) ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費		
(一) 要介護1		841単位

(二) 要介護 2	951単位
(三) 要介護 3	1,173単位
(四) 要介護 4	1,267単位
(五) 要介護 5	1,353単位
(2) 経過のユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費	
(一) 要介護 1	849単位
(二) 要介護 2	951単位
(三) 要介護 3	1,173単位
(四) 要介護 4	1,267単位
(五) 要介護 5	1,353単位
へ ユニット型特別介護医療院サービス費 (1日につき)	
(1) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費	
(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費	
a 要介護 1	798単位
b 要介護 2	901単位
c 要介護 3	1,126単位
d 要介護 4	1,220単位
e 要介護 5	1,304単位
(二) 経過のユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費	
a 要介護 1	798単位
b 要介護 2	901単位
c 要介護 3	1,126単位
d 要介護 4	1,220単位
e 要介護 5	1,304単位
(2) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費	
(一) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費	
a 要介護 1	808単位
b 要介護 2	904単位
c 要介護 3	1,114単位
d 要介護 4	1,205単位
e 要介護 5	1,284単位

(二) 要介護 2	942単位
(三) 要介護 3	1,162単位
(四) 要介護 4	1,255単位
(五) 要介護 5	1,340単位
(2) 経過のユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費	
(一) 要介護 1	841単位
(二) 要介護 2	942単位
(三) 要介護 3	1,162単位
(四) 要介護 4	1,255単位
(五) 要介護 5	1,340単位
へ ユニット型特別介護医療院サービス費 (1日につき)	
(1) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費	
(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費	
a 要介護 1	791単位
b 要介護 2	893単位
c 要介護 3	1,115単位
d 要介護 4	1,209単位
e 要介護 5	1,292単位
(二) 経過のユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費	
a 要介護 1	791単位
b 要介護 2	893単位
c 要介護 3	1,115単位
d 要介護 4	1,209単位
e 要介護 5	1,292単位
(2) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費	
(一) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費	
a 要介護 1	800単位
b 要介護 2	896単位
c 要介護 3	1,104単位
d 要介護 4	1,194単位
e 要介護 5	1,272単位

(イ) 経過的ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費

- a 要介護 1 808単位
- b 要介護 2 904単位
- c 要介護 3 1,114単位
- d 要介護 4 1,205単位
- e 要介護 5 1,284単位

注 1～4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7～9 (略)

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院において、若年性認知症患者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症）によって要介護者となった入院患者をいう。）に対して介護医療院サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、之を算定している場合は、算定しない。

11 (略)

12 入所者であって、退所が見込まれる者をその居室において試行的に退所させ、介護医療院が居室サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、注11を算定している場合は算定しない。

(ロ) 経過的ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費

- a 要介護 1 800単位
- b 要介護 2 896単位
- c 要介護 3 1,104単位
- d 要介護 4 1,194単位
- e 要介護 5 1,272単位

注 1～4 (略)

(新設)

(新設)

5～7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院において、若年性認知症患者に対して介護医療院サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、之を算定している場合は、算定しない。

9 (略)

10 入所者であって、退所が見込まれる者をその居室において試行的に退所させ、介護医療院が居室サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、注9を算定している場合は算定しない。

13 (略)
(判る)

14 (略)

15 ハ(1)若しくは(2)又はハ(1)若しくは(2)を算定している介護医療院については、チからヌまで、ワからヨまで、シ、ソ

11 (略)

12 3イ(1)から(4)までの注15、ロ(1)及び(2)の注12及びハ(1)から(3)までの注10に該当する者であつて、当該者が入院する病院又は診療所が、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準附則第2条に規定する転換を行つて介護医療院を開設し、引き続き当該介護医療院の従来型個室に入所するものに対して、I型介護医療院サービス費、II型介護医療院サービス費又は特別介護医療院サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)の療養型介護療養施設サービス費(Ⅳ)、(Ⅴ)若しくは(Ⅵ)、療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)の療養型介護療養施設サービス費(Ⅶ)若しくは(Ⅷ)、療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)の療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅷ)、療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅸ)、療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅹ)の療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅺ)、診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)の診療所型介護療養施設サービス費(Ⅻ)、(Ⅼ)若しくは(Ⅽ)、診療所型介護療養施設サービス費(Ⅷ)の診療所型介護療養施設サービス費(ⅱ)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅲ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅲ)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅳ)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅴ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅴ)又は認知症疾患経過型介護療養施設サービス費(ⅴ)を算定する。

13 (略)

14 ハ(1)若しくは(2)又はハ(1)若しくは(2)を算定している介護医療院については、チ、リ、ルからワまで、ヨ、タ及びナ

及びウから才までは算定しない。

ト (略)

チ 退所時栄養情報連携加算

70単位

注 別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者が、介護医療院から退所する際に、その居宅に退所する場合は当該入所者の主治の医師の属する病院又は診療所及び介護支援専門員に対して、病院、診療所又は他の介護保険施設（以下この注において「医療機関等」という。）に入院又は入所する場合は当該医療機関等に対して、当該入所者の同意を得て、管理栄養士が当該入所者の栄養管理に関する情報を提供したときは、1月につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イからへまでの注7又は栄養マネジメント強化加算を算定している場合は、算定しない。

ヅ 再入所時栄養連携加算

200単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院に入所している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該介護医療院に入所する際、当該者が別に厚生労働大臣が定める特別食等を必要とする者であり、当該介護医療院の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定したときに、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イからへまでの注7を算定している場合は、算定しない。

ヌ 退所時指導等加算

(1) 退所時等指導加算

(一)～(三) (略)

(四) 退所時情報提供加算

a 退所時情報提供加算(1)

500単位

から才までは算定しない。

ト (略)

(新設)

チ 再入所時栄養連携加算

200単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院に入所（以下この注において「一次入所」という。）している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該介護医療院に入所（以下この注において「二次入所」という。）する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該介護医療院の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イからへまでの注5を算定している場合は、算定しない。

ヅ 退所時指導等加算

(1) 退所時等指導加算

(一)～(三) (略)

(四) 退所時情報提供加算

(新設)

500単位

b 退所時情報提供加算(Ⅱ)
(五) (略)

(2) (略)

注 1～3 (略)

4 (1)の四のaについては、入所者が退所し、その居室において療養を継続する場合において、当該入所者の退所後の主治の医師に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況、心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。

入所者が退所後にその居室でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の診療状況、心身の状況、生活歴等の当該入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。

5 (1)の四のbについては、入所者が退所し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。

6・7 (略)

ル 協力医療機関連携加算

注 介護医療院において、協力医療機関（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第34条第1項本文（同令第54条において準用する場合を含む。）に規定する協力医療機関をいう。）との間で、入所者の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

(1) 当該協力医療機関が、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第34条第1項各号に掲げる要件を

(新設)

(五) (略)

(2) (略)

注 1～3 (略)

4 (1)の四については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居室において療養を継続する場合において、当該入所者の退所後の主治の医師に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の紹介を行った場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。

入所者が退所後にその居室でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。

(新設)

5・6 (略)

(新設)

満たしている場合

(2) (1)以外の場合

50単位
5単位

㉙ 栄養マネジメント強化加算

11単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからへまでの注7を算定している場合は、算定しない。

㉚ 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからへまでの注7を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

㉛ 経口維持加算

(1)・(2) (略)

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観

㉙ 栄養マネジメント強化加算

11単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからへまでの注5を算定している場合は、算定しない。

㉚ 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからへまでの注5を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

㉛ 経口維持加算

(1)・(2) (略)

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観

察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イからへまでの注7若しくは経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。

2 (略)

ヨ～ツ (略)

ネ 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院において、別に厚生労働大臣が定める者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症チームケア推進加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。

(1)・(2) (略)

ナ 認知症チームケア推進加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院が、別に厚生労働大臣が定める者に対し認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している

察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イからへまでの注5又は経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。

2 (略)

ワ～ト (略)

ヅ 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院において、別に厚生労働大臣が定める者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)・(2) (略)

(新設)

場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症専門ケア加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。

(1) 認知症チームケア推進加算Ⅰ 150単位
(2) 認知症チームケア推進加算Ⅲ 120単位

ラ～ウ (略)
主 自立支援促進加算 280単位

注 (略)
エ (略)
(削る)

オ (略)
カ (略)
ク 高齢者施設等感染対策向上加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院が、入所者に対して介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

(1) 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ 10単位

ツ～テ (略)

主 自立支援促進加算 300単位

注 (略)

ト (略)
チ 長期療養生活移行加算 60単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院が、次に掲げるいずれの基準にも適合する入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合にあつては、入所した日から起算して90日以内の期間に限り、長期療養生活移行加算として、1日につき所定単位数を加算する。

イ 療養病床に1年以上入院していた者であること。

ロ 介護医療院への入所に当たって、当該入所者及びその家族等が、日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設としての取組について説明を受けていること。

主 (略)
(新設)

(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 5 単位
新興感染症等施設療養費(1日につき) 240 単位

注 介護医療院が、入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、介護医療院サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。

生産性向上推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院において、入所者に対して介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 100 単位

(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 10 単位

ケ (略)

介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからケまでにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(新設)

(新設)

コ (略)

介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからコまでにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからクまでにより算定した
単位数の1000分の19に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからクまでにより算定した
単位数の1000分の10に相当する単位数

三 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからクまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからクまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

三 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、イからクまでにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからノまでにより算定した
単位数の1000分の19に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからノまでにより算定した
単位数の1000分の10に相当する単位数

ク 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからノまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからノまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

ヤ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、イからノまでにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第六条 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部を次の表のように改正する。

名 目 総 数	名 目 個 数
<p>別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表</p> <p>1 介護福祉施設サービス イ～ヤ (略) ㄨ 介護職員等処遇改善加算</p> <p><u>注1</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) <u>介護職員等処遇改善加算Ⅰ</u> イからヤまでにより算定した単位数の1000分の140に相当する単位数</p> <p>(2) <u>介護職員等処遇改善加算Ⅱ</u> イからヤまでにより算定した単位数の1000分の136に相当する単位数</p> <p>(3) <u>介護職員等処遇改善加算Ⅲ</u> イからヤまでにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数</p> <p>(4) <u>介護職員等処遇改善加算Ⅳ</u> イからヤまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数</p> <p>2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護福祉施設サービス</p>	<p>別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表</p> <p>1 介護福祉施設サービス イ～ヤ (略) ㄨ 介護職員処遇改善加算</p> <p><u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) <u>介護職員処遇改善加算Ⅰ</u> イからヤまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数</p> <p>(2) <u>介護職員処遇改善加算Ⅱ</u> イからヤまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数</p> <p>(3) <u>介護職員処遇改善加算Ⅲ</u> イからヤまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数</p> <p>(新設)</p>

スを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) イからヤまでにより算定した単位数の1000分の124に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) イからヤまでにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) イからヤまでにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) イからヤまでにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) イからヤまでにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イからヤまでにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからヤまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからヤまでにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからヤまでにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからヤまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからヤまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからヤまでにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからヤまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからヤまでにより算

定した単位数の1000分の47に相当する単位数

(削る)

(削る)

2 介護保健施設サービス

イ～マ (略)

ケ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該

ケ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算は算定しない
いる場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない

① 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからヤまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数

② 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからヤまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

フ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、イからヤまでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数を所定単位数に加算する。

2 介護保健施設サービス

イ～マ (略)

ケ 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲

基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算Ⅰ イからマまでにより算定した単位数の1000分の75に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算Ⅱ イからマまでにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算Ⅲ イからマまでにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算Ⅳ イからマまでにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算Ⅵ(1) イからマまでにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算Ⅵ(2) イからマまでにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算Ⅵ(3) イからマまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算Ⅵ(4) イからマまでにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算Ⅵ(5) イからマまでにより算

ける区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからマまでにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからマまでにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからマまでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数

(新設)

- 定した単位数の1000分の57に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イからマまでにより算定した単位数の1000分の53に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからマまでにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからマまでにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからマまでにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからマまでにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからマまでにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからマまでにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからマまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからマまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

(削る)

フ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからマまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからマまでにより算

(削る)

3 (略)

4 介護医療院サービス

イ～ケ (略)

フ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算Ⅰ イからケまでにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算Ⅱ イからケまでにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算Ⅲ イからケまでにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算Ⅳ イからケまでにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める

定した単位数の1000分の17に相当する単位数

コ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、イからケまでにより算定した単位数の1000分の8に相当する単位数を所定単位数に加算する。

3 (略)

4 介護医療院サービス

イ～ケ (略)

フ 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算Ⅰ イからケまでにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算Ⅱ イからケまでにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算Ⅲ イからケまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(新設)

基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) イからケまでにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) イからケまでにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) イからケまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) イからケまでにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) イからケまでにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イからケまでにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからケまでにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからケまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからケまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからケまでにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからケまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数

- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからケまでにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからケまでにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからケまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(削る)

(削る)

三 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(1) イからケまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(2) イからケまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

エ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、イからケまでにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第七条 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

名 出 発	名 出 発
<p>別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 介護保健施設サービス イ・ロ (略)</p> <p>注1～7 (略)</p> <p><u>8</u> <u>介護保健施設サービス費Ⅰ)の介護保健施設サービス費Ⅱ)及びⅢ)、介護保健施設サービス費Ⅳ)の介護保健施設サービス費Ⅰ)並びに介護保健施設サービス費Ⅱ)の介護保健施設サービス費Ⅲ)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する介護老人保健施設については、室料相当額控除として、1日につき26単位を所定単位数から控除する。</u></p> <p><u>9～14</u> (略)</p> <p><u>15</u> 電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、入所者であつて、退所が見込まれる者その居宅において試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、<u>注14</u>に掲げる単位数を算定する場合は算定しない。</p>	<p>別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 介護保健施設サービス イ・ロ (略)</p> <p>注1～7 (略) (新設)</p> <p><u>8～13</u> (略)</p> <p><u>14</u> 電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、入所者であつて、退所が見込まれる者その居宅において試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、<u>注13</u>に掲げる単位数を算定する場合は算定しない。</p>

<p><u>16～21</u> (略)</p> <p><u>22</u> イ(4)又はロ(4)を算定している介護老人保健施設については、<u>注10</u>、<u>注11</u>及び<u>注21</u>並びにニからトまで、ヌからラまで、ヨ、レ及びナからノまでは算定しない。</p> <p>ハ～ケ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 介護医療院サービス</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>注1～8 (略)</p> <p><u>9</u> <u>II型介護医療院サービス費(I)のII型介護医療院サービス費(I)</u>、<u>II型介護医療院サービス費(II)のII型介護医療院サービス費(II)</u>、<u>II型介護医療院サービス費(III)のII型介護医療院サービス費(III)</u>及び<u>II型特別介護医療院サービス費のII型特別介護医療院サービス費(IV)</u>について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する介護医療院については、<u>室料相当額控除として、1日につき26単位を所定単位数から控除する。</u></p> <p><u>10～12</u> (略)</p> <p><u>13</u> 入所者であつて、退所が見込まれる者その居室において試行的に退所させ、介護医療院が居室サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、<u>注12</u>を算定している場合は算定しない。</p> <p><u>14～16</u> (略)</p> <p>ト～フ (略)</p>	<p><u>15～20</u> (略)</p> <p><u>21</u> イ(4)又はロ(4)を算定している介護老人保健施設については、<u>注9</u>、<u>注10</u>及び<u>注20</u>並びにニからトまで、ヌからラまで、ヨ、レ及びナからノまでは算定しない。</p> <p>ハ～ケ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 介護医療院サービス</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>注1～8 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>9～11</u> (略)</p> <p><u>12</u> 入所者であつて、退所が見込まれる者その居室において試行的に退所させ、介護医療院が居室サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、<u>注11</u>を算定している場合は算定しない。</p> <p><u>13～15</u> (略)</p> <p>ト～フ (略)</p>
--	--

(指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第八条 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二

十六号)の一部を次の表のように改正する。

名 目 終	名 目 届
別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表	別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表
1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費	1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ) (1月につき)	イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ) (1月につき)
(1) 訪問看護サービスを行わない場合	(1) 訪問看護サービスを行わない場合
(一) 要介護 1	(一) 要介護 1
(二) 要介護 2	(二) 要介護 2
(三) 要介護 3	(三) 要介護 3
(四) 要介護 4	(四) 要介護 4
(五) 要介護 5	(五) 要介護 5
(2) 訪問看護サービスを行う場合	(2) 訪問看護サービスを行う場合
(一) 要介護 1	(一) 要介護 1
(二) 要介護 2	(二) 要介護 2
(三) 要介護 3	(三) 要介護 3
(四) 要介護 4	(四) 要介護 4
(五) 要介護 5	(五) 要介護 5
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)	ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)
(1) 要介護 1	(1) 要介護 1
(2) 要介護 2	(2) 要介護 2
(3) 要介護 3	(3) 要介護 3
(4) 要介護 4	(4) 要介護 4
(5) 要介護 5	(5) 要介護 5
ハ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅲ)	(新設)
(1) 基本夜間訪問サービス費 (1月につき)	(1) 要介護 1
(2) 定期巡回サービス費 (1回につき)	(2) 要介護 2
(3) 随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき)	(3) 要介護 3
(4) 随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき)	(4) 要介護 4
	(5) 要介護 5

注 1 イ(1)については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護
看護（指定地域密着型サービス）の事業の人員、設備及び
運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下
「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の2
に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をい
う。以下同じ。）を行う指定定期巡回・随時対応型訪問
介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準第3条の
4に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事
業所をいう。以下同じ。）の定期巡回・随時対応型訪問
介護看護従業者（同条に規定する定期巡回・随時対応型
訪問介護看護従業者をいう。以下同じ。）が、利用者に
対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着
型サービス基準第3条の4に規定する連携型指定定期巡
回・随時対応型訪問介護看護をいう。以下同じ。）及び
夜間にのみ行うものを除く。以下この注及び注2におい
て同じ。）を行った場合（訪問看護サービス（指定地域
密着型サービス基準第3条の3第4号に規定する訪問看
護サービス）をいう。以下この号において同じ。）を行っ
た場合を除く。）に、利用者の要介護状態区分に応じて
、1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。

2・3（略）

4 ハについては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が、利
用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（夜
間のみ行うものに限る。）を行った場合に、次に掲げる
区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。

(1) 基本夜間訪問サービス費

利用者に対して、オペレーター（指定地域密着型サー
ビス基準第3条の4第1号に規定するオペレーターをい
う。）に通報できる端末機器を配布し、利用者からの通

注 1 イ(1)については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護
看護（指定地域密着型サービス）の事業の人員、設備及び
運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下
「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の2
に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をい
う。以下同じ。）を行う指定定期巡回・随時対応型訪問
介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準第3条の
4に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事
業所をいう。以下同じ。）の定期巡回・随時対応型訪問
介護看護従業者（同条に規定する定期巡回・随時対応型
訪問介護看護従業者をいう。以下同じ。）が、利用者に
対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着
型サービス基準第3条の4に規定する連携型指定定期巡
回・随時対応型訪問介護看護をいう。以下同じ。）を除
く。以下この注及び注2において同じ。）を行った場合
（訪問看護サービス（指定地域密着型サービス基準第3
条の3第4号に規定する訪問看護サービス）をいう。以下
この号において同じ。）を行った場合を除く。）に、利
用者の要介護状態区分に応じて、1月につきそれぞれ所
定単位数を算定する。

2・3（略）

(新設)

報を受けることができる体制を整備している場合

(2) 定期巡回サービス費

利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等（指定地域密着型サービス基準第3条の3第1号に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、定期巡回サービス（同号に規定する定期巡回サービスをいう。以下同じ。）を行った場合

(3) 随時訪問サービス費(1)

利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等が、随時訪問サービス（指定地域密着型サービス基準第3条の3第3号に規定する随時訪問サービスをいう。以下同じ。）を行った場合

(4) 随時訪問サービス費(II)

次のいずれかに該当する場合において、1人の利用者に対して2人の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等により随時訪問サービスを行うことについて利用者又はその家族等の同意を得て、随時訪問サービスを行った場合

(一) 利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合

(二) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

(三) 長期間にわたり定期巡回サービス又は随時訪問サービスを提供していない利用者からの通報を受けて、随時訪問サービスを行う場合

(四) その他利用者の状況等から判断して、(一)から(三)までのいずれかに準ずると認められる場合

5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(新設)

6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7 通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護又は認知症対応型通所介護（以下「通所介護等」という。）を受けている利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（ハの所定単位数を算定する場合を除く。）を行った場合は、通所介護等を利用した日数に、1日当たり次に掲げる単位数を乗じて得た単位数を所定単位数から減算する。

①・②（略）

8 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、イ又はロについては1月につき600単位を所定単位数から減算し、ハについては定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に算定する所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、イ又はロについては1月につき900単位を所定単位数から減算し、ハについては定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に算定する所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

9 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、厚生労働

（新設）

4 通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護又は認知症対応型通所介護（以下「通所介護等」という。）を受けている利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、通所介護等を利用した日数に、1日当たり次に掲げる単位数を乗じて得た単位数を所定単位数から減算する。

①・②（略）

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、1月につき600単位を所定単位数から減算し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、1月につき900単位を所定単位数から減算する。

6 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、厚生労働

働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と届出を行うとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあつては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に対し、厚生労働省老健局長（以下「老健局長」という。）が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算として、イ又はロについては1月につき、ハについては定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1回につき、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

10 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、イ又はロについては1月につき、ハについては定期巡回サービス又は随時訪問サービス

働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と届出を行うとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあつては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に対し、厚生労働省老健局長（以下「老健局長」という。）が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

11 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

スを行った際に1回につき、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

11 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定地域密着型サービス基準第3条の19第3項に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、イ又はロについては1月につき、ハについては定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1回につき、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

12 イ(2)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を除く。以下「一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）が、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合（訪問看護サービスを行う場合に限る。）には、緊急時訪問看護加算として、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 緊急時訪問看護加算(Ⅰ) 325単位
(2) 緊急時訪問看護加算(Ⅱ) 315単位

13 (略)

14 イ(2)について、在宅で死亡した利用者について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老

8 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定地域密着型サービス基準第3条の19第3項に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

9 イ(2)について、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を除く。以下「一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）が、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合（訪問看護サービスを行う場合に限る。）には、緊急時訪問看護加算として、1月につき315単位を所定単位数に加算する。

(新設)
(新設)

10 (略)

11 イ(2)について、在宅で死亡した利用者について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老

健局長が定める様式による届出を行った一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、その死亡日及び死亡前14日以内に2日（死亡日及び死亡前14日以内に当該利用者（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に訪問看護を行っている場合にあつては、1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。）は、ターミナルケア加算として、当該利用者の死亡月につき2,500単位を所定単位数に加算する。

15～17 (略)

三 初期加算

30単位

注 1及び2について、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を開始した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院の後に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を再び開始した場合も、同様とする。

ホ 退院時共同指導加算

600単位

注 1(2)について、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時共同指導（当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を提供することをいう。以下同じ。）を行った後、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の訪問看護サービスを行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする利用者については2回）に限り、所定単位数を加算する。

健局長が定める様式による届出を行った一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、その死亡日及び死亡前14日以内に2日（死亡日及び死亡前14日以内に当該利用者（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に訪問看護を行っている場合にあつては、1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。）は、ターミナルケア加算として、当該利用者の死亡月につき2,000単位を所定単位数に加算する。

12～14 (略)

ハ 初期加算

30単位

注 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を開始した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院の後に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を再び開始した場合も、同様とする。

三 退院時共同指導加算

600単位

注 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時共同指導（当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供することをいう。以下同じ。）を行った後、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の訪問看護サービスを行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする利用者については2回）に限り、所定単位数を加算する。

ハ 総合マネジメント体制強化加算

注 1 及びロについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 総合マネジメント体制強化加算Ⅰ) 1,200単位
- (2) 総合マネジメント体制強化加算Ⅱ) 800単位

ト 生活機能向上連携加算

- (1) 生活機能向上連携加算Ⅰ) 100単位
- (2) 生活機能向上連携加算Ⅱ) 200単位

注 1 (1)について、計画作成責任者(指定地域密着型サービス基準第3条の4第1項に規定する計画作成責任者をいう。注2において同じ。)が、指定訪問リハビリテーション事業所(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」という。)第76条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)、指定通所リハビリテーション事業所(指定居宅サービス基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。))又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的と

ホ 総合マネジメント体制強化加算

1,000単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質を継続的に管理した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(新設)
(新設)

ヘ 生活機能向上連携加算

- (1) 生活機能向上連携加算Ⅰ) 100単位
- (2) 生活機能向上連携加算Ⅱ) 200単位

注 1 (1)について、計画作成責任者(指定地域密着型サービス基準第3条の4第1項に規定する計画作成責任者をいう。注2において同じ。)が、指定訪問リハビリテーション事業所(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」という。)第76条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)、指定通所リハビリテーション事業所(指定居宅サービス基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。))又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的と

した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（指定地域密着型サービス基準第3条の24第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画をいう。この注及び注2において同じ。）を作成し、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（イ又はロの所定単位数を算定している場合に限る。以下この注及び注2において同じ。）を行ったときは、初回の当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

2 (略)

チ 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イ又はロについては1月につき、ハについては定期巡回サービス又は随時訪問サービスの提供を行った際に1日につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) イ又はロを算定している場合

イ 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 90単位

ロ 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 120単位

(2) ハを算定している場合

イ 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位

ロ 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位

ハ 口腔連携強化加算 50単位

注 イ及びロについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行

した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（指定地域密着型サービス基準第3条の24第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画をいう。この注及び注2において同じ。）を作成し、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行ったときは、初回の当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

2 (略)

ト 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)

90単位

(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)

120単位

(新設)

った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

ヌ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イ又はロについては1月につき、ハについては定期巡回サービス又は随時訪問サービスの提供を行った際に1回につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) イ又はロを算定している場合

イ サービス提供体制強化加算Ⅰ)	750単位
ロ サービス提供体制強化加算Ⅱ)	640単位
ハ サービス提供体制強化加算Ⅲ)	350単位
- (2) ハを算定している場合

イ サービス提供体制強化加算Ⅰ)	22単位
ロ サービス提供体制強化加算Ⅱ)	18単位
ハ サービス提供体制強化加算Ⅲ)	6単位

ヒ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪

チ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ)

	750単位
--	-------
- (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ)

	640単位
--	-------
- (3) サービス提供体制強化加算Ⅲ)

	350単位
--	-------

リ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪

問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからエまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

㉙ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

㉚ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型

問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからエまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

㉛ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

㉜ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型

訪問介護看護を行った場合は、イから又ままでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。

2 夜間対応型訪問介護費

- イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ) 別に厚生労働大臣が定める単位数
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) 1月につき2,702単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の夜間対応型訪問介護従業者（同項に規定する夜間対応型訪問介護従業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービス基準第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、それぞれ所定単位数を算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

4～10 (略)

ハ・ニ (略)

ホ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定夜間対応型訪問介護事業所が、

訪問介護看護を行った場合は、イから又ままでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。

2 夜間対応型訪問介護費

- イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ) 別に厚生労働大臣が定める単位数
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) 1月につき2,800単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の夜間対応型訪問介護従業者（同項に規定する夜間対応型訪問介護従業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービス基準第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、それぞれ所定単位数を算定する。

(新設)

(新設)

2～8 (略)

ハ・ニ (略)

ホ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定夜間対応型訪問介護事業所が、

利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

へ・ト (略)

2の2 地域密着型通所介護費

イ 地域密着型通所介護費

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

- (一) 要介護 1 416単位
- (二) 要介護 2 478単位
- (三) 要介護 3 540単位
- (四) 要介護 4 600単位
- (五) 要介護 5 663単位

(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

- (一) 要介護 1 436単位
- (二) 要介護 2 501単位
- (三) 要介護 3 566単位
- (四) 要介護 4 629単位
- (五) 要介護 5 695単位

(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

- (一) 要介護 1 657単位
- (二) 要介護 2 776単位
- (三) 要介護 3 896単位
- (四) 要介護 4 1,013単位
- (五) 要介護 5 1,134単位

(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

- (一) 要介護 1 678単位
- (二) 要介護 2 801単位
- (三) 要介護 3 925単位

利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

へ・ト (略)

2の2 地域密着型通所介護費

イ 地域密着型通所介護費

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

- (一) 要介護 1 415単位
- (二) 要介護 2 476単位
- (三) 要介護 3 538単位
- (四) 要介護 4 598単位
- (五) 要介護 5 661単位

(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

- (一) 要介護 1 435単位
- (二) 要介護 2 499単位
- (三) 要介護 3 564単位
- (四) 要介護 4 627単位
- (五) 要介護 5 693単位

(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

- (一) 要介護 1 655単位
- (二) 要介護 2 773単位
- (三) 要介護 3 893単位
- (四) 要介護 4 1,010単位
- (五) 要介護 5 1,130単位

(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

- (一) 要介護 1 676単位
- (二) 要介護 2 798単位
- (三) 要介護 3 922単位

(四) 要介護 4	1,049単位
(五) 要介護 5	1,172単位
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	753単位
(二) 要介護 2	890単位
(三) 要介護 3	1,032単位
(四) 要介護 4	1,172単位
(五) 要介護 5	1,312単位
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	783単位
(二) 要介護 2	925単位
(三) 要介護 3	1,072単位
(四) 要介護 4	1,220単位
(五) 要介護 5	1,365単位
ロ 療養通所介護費 (1 月につき)	12,785単位
ハ 短期利用療養通所介護費 (1 日につき)	1,335単位

注 1 (略)

2 ロについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定療養通所介護事業所 (指定地域密着型サービス基準第40条第1項に規定する指定療養通所介護事業所をいう。以下同じ。)において、利用者 (別に厚生労働大臣が定める者に限る。) について、指定療養通所介護 (指定地域密着型サービス基準第38条に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。) を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 ハについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により

(四) 要介護 4	1,045単位
(五) 要介護 5	1,168単位
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	750単位
(二) 要介護 2	887単位
(三) 要介護 3	1,028単位
(四) 要介護 4	1,168単位
(五) 要介護 5	1,308単位
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	780単位
(二) 要介護 2	922単位
(三) 要介護 3	1,068単位
(四) 要介護 4	1,216単位
(五) 要介護 5	1,360単位
ロ 療養通所介護費 (1 月につき)	12,691単位

(新設)

注 1 (略)

2 ロについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定療養通所介護事業所 (指定地域密着型サービス基準第40条第1項に規定する指定療養通所介護事業所をいう。以下同じ。) において、利用者 (別に厚生労働大臣が定める者に限る。) について、指定療養通所介護 (指定地域密着型サービス基準第38条に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。) を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

(新設)

、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定療養通所介護事業所において、指定療養通所介護を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6～10 (略)

11 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所において、注10を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1日につき13単位を所定単位数に加算する。

12・13 (略)

14 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、中重度者ケア体制加算として、1日につき45単位を所定単位数に加算する。ただし、注10を算定している場合は、算定しない。

15 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により

(新設)

(新設)

3～7 (略)

8 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所において、注7を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1日につき13単位を所定単位数に加算する。

9・10 (略)

11 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、中重度者ケア体制加算として、1日につき45単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。

12 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により

、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注16を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(1)・(2) (略)

16 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)及び(2)については1日につき次に掲げる単位数を、(3)については1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、個別機能訓練加算(1)イを算定している場合には、個別機能訓練加算(1)ロは算定しない。

(1) (略)

(2) 個別機能訓練加算(1)ロ

(3) (略)

76単位

17 (略)

18 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定地域密着型通所介護を

、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注13を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(1)・(2) (略)

13 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)及び(2)については1日につき次に掲げる単位数を、(3)については1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、個別機能訓練加算(1)イを算定している場合には、個別機能訓練加算(1)ロは算定しない。

(1) (略)

(2) 個別機能訓練加算(1)ロ

(3) (略)

85単位

14 (略)

15 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定地域密着型通所介護を

行った場合は、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注10を算定している場合は、算定しない。

19 (略)

20 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

(1) (略)

(2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（注21において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

(3)・(4) (略)

21～24 (略)

25 ロについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、重度者ケア体制加算として、1月につき150単位を所定単位数に加算する。

26～29 (略)

行った場合は、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。

16 (略)

17 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

(1) (略)

(2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（注18において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

(3)・(4) (略)

18～21 (略)

(新設)

22～25 (略)

三 サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が利用者に対し指定地域密着型通所介護を行った場合又は別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定療養通所介護事業所が利用者に対し指定療養通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イについては1回につき、ロについては1月につき、ハについては1日につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)・(2) (略)

(3) ハを算定している場合

イ サービス提供体制強化加算Ⅲイ

12単位

ロ サービス提供体制強化加算Ⅲロ

6単位

ホ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ) イから三までにより算定した

ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が利用者に対し指定地域密着型通所介護を行った場合又は別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定療養通所介護事業所が利用者に対し指定療養通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イについては1回につき、ロについては1月につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)・(2) (略)

(新設)

三 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ) イからハまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ) イからハまでにより算定した

単位数の1000分の43に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イから三までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

ㄨ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算は算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イから三までにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イから三までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

ㄊ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、イから三までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

3 認知症対応型通所介護費

イ 認知症対応型通所介護費(1)

(1) 認知症対応型通所介護費(イ)

(一) 所要時間 3時間以上 4時間未満の場合

a 要介護 1
b 要介護 2

543単位
597単位

単位数の1000分の43に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからハまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

ホ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算は算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからハまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからハまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

ㄨ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、イからハまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

3 認知症対応型通所介護費

イ 認知症対応型通所介護費(1)

(1) 認知症対応型通所介護費(イ)

(一) 所要時間 3時間以上 4時間未満の場合

a 要介護 1
b 要介護 2

542単位
596単位

c	要介護 3	653単位
d	要介護 4	708単位
e	要介護 5	762単位
(二)	所要時間 4時間以上 5時間未満の場合	
a	要介護 1	569単位
b	要介護 2	626単位
c	要介護 3	684単位
d	要介護 4	741単位
e	要介護 5	799単位
(三)	所要時間 5時間以上 6時間未満の場合	
a	要介護 1	858単位
b	要介護 2	950単位
c	要介護 3	1,040単位
d	要介護 4	1,132単位
e	要介護 5	1,225単位
(四)	所要時間 6時間以上 7時間未満の場合	
a	要介護 1	880単位
b	要介護 2	974単位
c	要介護 3	1,066単位
d	要介護 4	1,161単位
e	要介護 5	1,256単位
(五)	所要時間 7時間以上 8時間未満の場合	
a	要介護 1	994単位
b	要介護 2	1,102単位
c	要介護 3	1,210単位
d	要介護 4	1,319単位
e	要介護 5	1,427単位
(六)	所要時間 8時間以上 9時間未満の場合	
a	要介護 1	1,026単位
b	要介護 2	1,137単位
c	要介護 3	1,248単位

c	要介護 3	652単位
d	要介護 4	707単位
e	要介護 5	761単位
(二)	所要時間 4時間以上 5時間未満の場合	
a	要介護 1	568単位
b	要介護 2	625単位
c	要介護 3	683単位
d	要介護 4	740単位
e	要介護 5	797単位
(三)	所要時間 5時間以上 6時間未満の場合	
a	要介護 1	856単位
b	要介護 2	948単位
c	要介護 3	1,038単位
d	要介護 4	1,130単位
e	要介護 5	1,223単位
(四)	所要時間 6時間以上 7時間未満の場合	
a	要介護 1	878単位
b	要介護 2	972単位
c	要介護 3	1,064単位
d	要介護 4	1,159単位
e	要介護 5	1,254単位
(五)	所要時間 7時間以上 8時間未満の場合	
a	要介護 1	992単位
b	要介護 2	1,100単位
c	要介護 3	1,208単位
d	要介護 4	1,316単位
e	要介護 5	1,424単位
(六)	所要時間 8時間以上 9時間未満の場合	
a	要介護 1	1,024単位
b	要介護 2	1,135単位
c	要介護 3	1,246単位

	d 要介護 4	1,362単位
	e 要介護 5	1,472単位
(2) 認知症対応型通所介護費(ii)		
(一) 所要時間 3時間以上 4時間未満の場合		
a 要介護 1	491単位	
b 要介護 2	541単位	
c 要介護 3	589単位	
d 要介護 4	639単位	
e 要介護 5	688単位	
(二) 所要時間 4時間以上 5時間未満の場合		
a 要介護 1	515単位	
b 要介護 2	566単位	
c 要介護 3	618単位	
d 要介護 4	669単位	
e 要介護 5	720単位	
(三) 所要時間 5時間以上 6時間未満の場合		
a 要介護 1	771単位	
b 要介護 2	854単位	
c 要介護 3	936単位	
d 要介護 4	1,016単位	
e 要介護 5	1,099単位	
(四) 所要時間 6時間以上 7時間未満の場合		
a 要介護 1	790単位	
b 要介護 2	876単位	
c 要介護 3	960単位	
d 要介護 4	1,042単位	
e 要介護 5	1,127単位	
(五) 所要時間 7時間以上 8時間未満の場合		
a 要介護 1	894単位	
b 要介護 2	989単位	
c 要介護 3	1,086単位	

	d 要介護 4	1,359単位
	e 要介護 5	1,469単位
(2) 認知症対応型通所介護費(ii)		
(一) 所要時間 3時間以上 4時間未満の場合		
a 要介護 1	490単位	
b 要介護 2	540単位	
c 要介護 3	588単位	
d 要介護 4	638単位	
e 要介護 5	687単位	
(二) 所要時間 4時間以上 5時間未満の場合		
a 要介護 1	514単位	
b 要介護 2	565単位	
c 要介護 3	617単位	
d 要介護 4	668単位	
e 要介護 5	719単位	
(三) 所要時間 5時間以上 6時間未満の場合		
a 要介護 1	769単位	
b 要介護 2	852単位	
c 要介護 3	934単位	
d 要介護 4	1,014単位	
e 要介護 5	1,097単位	
(四) 所要時間 6時間以上 7時間未満の場合		
a 要介護 1	788単位	
b 要介護 2	874単位	
c 要介護 3	958単位	
d 要介護 4	1,040単位	
e 要介護 5	1,125単位	
(五) 所要時間 7時間以上 8時間未満の場合		
a 要介護 1	892単位	
b 要介護 2	987単位	
c 要介護 3	1,084単位	

d	要介護 4	1,183単位
e	要介護 5	1,278単位
(六)	所要時間 8時間以上 9時間未満の場合	
a	要介護 1	922単位
b	要介護 2	1,020単位
c	要介護 3	1,120単位
d	要介護 4	1,221単位
e	要介護 5	1,321単位
ロ	認知症対応型通所介護費(II)	
(1)	所要時間 3時間以上 4時間未満の場合	
(一)	要介護 1	267単位
(二)	要介護 2	277単位
(三)	要介護 3	286単位
(四)	要介護 4	295単位
(五)	要介護 5	305単位
(2)	所要時間 4時間以上 5時間未満の場合	
(一)	要介護 1	279単位
(二)	要介護 2	290単位
(三)	要介護 3	299単位
(四)	要介護 4	309単位
(五)	要介護 5	319単位
(3)	所要時間 5時間以上 6時間未満の場合	
(一)	要介護 1	445単位
(二)	要介護 2	460単位
(三)	要介護 3	477単位
(四)	要介護 4	493単位
(五)	要介護 5	510単位
(4)	所要時間 6時間以上 7時間未満の場合	
(一)	要介護 1	457単位
(二)	要介護 2	472単位
(三)	要介護 3	489単位

d	要介護 4	1,181単位
e	要介護 5	1,276単位
(六)	所要時間 8時間以上 9時間未満の場合	
a	要介護 1	920単位
b	要介護 2	1,018単位
c	要介護 3	1,118単位
d	要介護 4	1,219単位
e	要介護 5	1,318単位
ロ	認知症対応型通所介護費(III)	
(1)	所要時間 3時間以上 4時間未満の場合	
(一)	要介護 1	266単位
(二)	要介護 2	276単位
(三)	要介護 3	285単位
(四)	要介護 4	294単位
(五)	要介護 5	304単位
(2)	所要時間 4時間以上 5時間未満の場合	
(一)	要介護 1	278単位
(二)	要介護 2	289単位
(三)	要介護 3	298単位
(四)	要介護 4	308単位
(五)	要介護 5	318単位
(3)	所要時間 5時間以上 6時間未満の場合	
(一)	要介護 1	444単位
(二)	要介護 2	459単位
(三)	要介護 3	476単位
(四)	要介護 4	492単位
(五)	要介護 5	509単位
(4)	所要時間 6時間以上 7時間未満の場合	
(一)	要介護 1	456単位
(二)	要介護 2	471単位
(三)	要介護 3	488単位

四 要介護 4 506単位
五 要介護 5 522単位

(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合

一 要介護 1 523単位
二 要介護 2 542単位
三 要介護 3 560単位
四 要介護 4 578単位
五 要介護 5 598単位

(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合

一 要介護 1 540単位
二 要介護 2 559単位
三 要介護 3 578単位
四 要介護 4 597単位
五 要介護 5 618単位

注 1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

4～8 (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き 3 月に 1 回を限度として、

四 要介護 4 505単位
五 要介護 5 521単位

(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合

一 要介護 1 522単位
二 要介護 2 541単位
三 要介護 3 559単位
四 要介護 4 577単位
五 要介護 5 597単位

(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合

一 要介護 1 39単位
二 要介護 2 558単位
三 要介護 3 577単位
四 要介護 4 596単位
五 要介護 5 617単位

注 1 (略)

(新設)

(新設)

2～6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き 3 月に 1 回を限度として、

1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注10を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(1)・(2) (略)

10～12 (略)

13 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。)を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

(1) (略)

(2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(注14において「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

(3)・(4) (略)

14～20 (略)

ハ (略)

ニ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の

1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注8を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(1)・(2) (略)

8～10 (略)

11 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。)を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

(1) (略)

(2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(注12において「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

(3)・(4) (略)

12～18 (略)

ハ (略)

ニ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の

賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

ホ・ヘ (略)

4 小規模多機能型居宅介護費

イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)

(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合

- (一) 要介護 1 10,458単位
- (二) 要介護 2 15,370単位
- (三) 要介護 3 22,359単位
- (四) 要介護 4 24,677単位
- (五) 要介護 5 27,209単位

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

- (一) 要介護 1 9,423単位
- (二) 要介護 2 13,849単位
- (三) 要介護 3 20,144単位
- (四) 要介護 4 22,233単位
- (五) 要介護 5 24,516単位

ロ 短期利用居宅介護費 (1日につき)

- (1) 要介護 1 572単位
- (2) 要介護 2 640単位
- (3) 要介護 3 709単位
- (4) 要介護 4 777単位
- (5) 要介護 5 843単位

賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

ホ・ヘ (略)

4 小規模多機能型居宅介護費

イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)

(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合

- (一) 要介護 1 10,423単位
- (二) 要介護 2 15,318単位
- (三) 要介護 3 22,283単位
- (四) 要介護 4 24,593単位
- (五) 要介護 5 27,117単位

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

- (一) 要介護 1 9,391単位
- (二) 要介護 2 13,802単位
- (三) 要介護 3 20,076単位
- (四) 要介護 4 22,158単位
- (五) 要介護 5 24,433単位

ロ 短期利用居宅介護費 (1日につき)

- (1) 要介護 1 570単位
- (2) 要介護 2 638単位
- (3) 要介護 3 707単位
- (4) 要介護 4 774単位
- (5) 要介護 5 840単位

注1・2 (略)

3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所において、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合に、登録者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、登録者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7～12 (略)

ハ (略)

ニ 認知症加算

- (1) 認知症加算Ⅰ) 920単位
- (2) 認知症加算Ⅱ) 890単位
- (3) 認知症加算Ⅲ) 760単位
- (4) 認知症加算Ⅳ) 460単位

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める登録者に対して専門的な認知症ケア

注1・2 (略)

3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所において、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合に、登録者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、登録者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

(新設)

(新設)

(新設)

4～9 (略)

ハ (略)

ニ 認知症加算

- (1) 認知症加算Ⅰ) 800単位
 - (2) 認知症加算Ⅱ) 500単位
- (新設)
(新設)
(新設)

を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、(1)及び(2)について1月につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、(1)、(2)又は(3)のいずれかの加算を算定している場合は、その他の加算は算定しない。

2 イについては、別に厚生労働大臣が定める登録者に対して指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、(3)及び(4)について1月につきそれぞれ所定単位数を加算する。

ホ～リ (略)

ヌ 総合マネジメント体制強化加算

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 総合マネジメント体制強化加算(I)

1,200単位

(2) 総合マネジメント体制強化加算(II)

800単位

ル～ワ (略)

カ 生産性向上推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所において、利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 生産性向上推進体制加算(I)

100単位

(2) 生産性向上推進体制加算(II)

10単位

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める登録者に対して指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につきそれぞれ所定単位数を加算する。

ホ～リ (略)

ヌ 総合マネジメント体制強化加算

1,000単位

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所が、指定小規模多機能型居宅介護の質を継続的に管理した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

ル～ワ (略)

(新設)

三 (略)

㉙ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ) イからヨまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ) イからヨまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ) イからヨまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数

㉚ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ) イからヨまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ) イからヨまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

㉛ (略)

㉜ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ) イからカまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ) イからカまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ) イからカまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数

㉝ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ) イからカまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ) イからカまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

ㄱ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、イからヨまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数を所定単位数に加算する。

5 認知症対応型共同生活介護費

イ 認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)

- (一) 要介護 1 765単位
- (二) 要介護 2 801単位
- (三) 要介護 3 824単位
- (四) 要介護 4 841単位
- (五) 要介護 5 859単位

(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)

- (一) 要介護 1 753単位
- (二) 要介護 2 788単位
- (三) 要介護 3 812単位
- (四) 要介護 4 828単位
- (五) 要介護 5 845単位

ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)

- (一) 要介護 1 793単位
- (二) 要介護 2 829単位
- (三) 要介護 3 854単位
- (四) 要介護 4 870単位
- (五) 要介護 5 887単位

(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)

- (一) 要介護 1 781単位

ㄴ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、イからカまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数を所定単位数に加算する。

5 認知症対応型共同生活介護費

イ 認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)

- (一) 要介護 1 764単位
- (二) 要介護 2 800単位
- (三) 要介護 3 823単位
- (四) 要介護 4 840単位
- (五) 要介護 5 858単位

(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)

- (一) 要介護 1 752単位
- (二) 要介護 2 787単位
- (三) 要介護 3 811単位
- (四) 要介護 4 827単位
- (五) 要介護 5 844単位

ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)

- (一) 要介護 1 792単位
- (二) 要介護 2 828単位
- (三) 要介護 3 853単位
- (四) 要介護 4 869単位
- (五) 要介護 5 886単位

(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)

- (一) 要介護 1 780単位

- (二) 要介護 2 817単位
- (三) 要介護 3 841単位
- (四) 要介護 4 858単位
- (五) 要介護 5 874単位

注 1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、イについては所定単位数の100分の10に相当する単位数を、ロについては所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5～7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。

9・10 (略)

ハ (略)

三 協力医療機関連携加算

注 イについて、指定認知症対応型共同生活介護事業所において、

協力医療機関 (指定地域密着型サービス基準第105条第

- (二) 要介護 2 816単位
- (三) 要介護 3 840単位
- (四) 要介護 4 857単位
- (五) 要介護 5 873単位

注 1 (略)

2 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(新設)

(新設)

3～5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

7・8 (略)

ハ (略)

(新設)

1項に規定する協力医療機関をいう。)との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、医療連携体制加算を算定していない場合は、算定しない。

(1) 当該協力医療機関が、指定地域密着型サービス基準第105条第2項各号に掲げる要件を満たしている場合

100単位
40単位

(2) (1)以外の場合
医療連携体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所において、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、医療連携体制加算Ⅰイ、Ⅰロ又はⅠハのいずれかの加算と医療連携体制加算Ⅱを同時に算定する場合を除き、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 医療連携体制加算Ⅰイ 57単位

(2) 医療連携体制加算Ⅰロ 47単位

(3) 医療連携体制加算Ⅰハ 37単位

(4) 医療連携体制加算Ⅱ 5単位

へ 退居時情報提供加算 250単位

注 イについて、利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合に、利用者1人につき1回に限り算定する。

上 (略)

三 医療連携体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所において、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 医療連携体制加算Ⅰ 39単位

(2) 医療連携体制加算Ⅱ 49単位

(3) 医療連携体制加算Ⅲ 59単位

(新設)

ホ (略)

チ 認知症専門ケア加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症チームケア推進加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。

- (1)・(2) (略)

リ 認知症チームケア推進加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応（以下「予防等」という。）に資するチームケア（複数人の介護者がチームを組み、利用者の情報を共有した上で介護に係る課題を抽出し、多角的な視点で課題解決に向けた介護を提供することをいう。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症専門ケア加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。

- (1) 認知症チームケア推進加算Ⅰ 150単位

- (2) 認知症チームケア推進加算Ⅱ 120単位

ヌ～カ (略)

コ 高齢者施設等感染対策向上加算

ヘ 認知症専門ケア加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1)・(2) (略)

(新設)

ト～ル (略)

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対して指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- (1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) 10単位
- (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 5単位

タ 新興感染症等施設療養費（1日につき） 240単位

注 指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。

ト 生産性向上推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所において、利用者に対して指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 100単位
- (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 10単位

ツ (略)

チ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める

(新設)

(新設)

ツ (略)

チ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める

様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからロまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからソまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからソまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数

ホ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからソまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからソまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

ト 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事

様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからロまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからソまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからソまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数

カ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからロまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからソまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

ク 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事

業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、イからロまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数を所定単位数に加算する。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

- (1) 要介護 1 546単位
- (2) 要介護 2 614単位
- (3) 要介護 3 685単位
- (4) 要介護 4 750単位
- (5) 要介護 5 820単位

ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

- (1) 要介護 1 546単位
- (2) 要介護 2 614単位
- (3) 要介護 3 685単位
- (4) 要介護 4 750単位
- (5) 要介護 5 820単位

注 1・2（略）

3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、イについては所定単位数の100分の10に相当する単位数を、ロについては所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合して

業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、イからロまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数を所定単位数に加算する。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

- (1) 要介護 1 542単位
- (2) 要介護 2 609単位
- (3) 要介護 3 679単位
- (4) 要介護 4 744単位
- (5) 要介護 5 813単位

ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

- (1) 要介護 1 542単位
- (2) 要介護 2 609単位
- (3) 要介護 3 679単位
- (4) 要介護 4 744単位
- (5) 要介護 5 813単位

注 1・2（略）

3 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(新設)

(新設)

4 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合して

いるものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型特定施設において、利用者に対して、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、上を算定している場合においては、算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)・(2) (略)

7 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型特定施設において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注8を算定している場合は、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に算定する。

(1)・(2) (略)

8・9 (略)

10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型特定施設において、利用者に対して、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該施設基準

いるものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型特定施設において、利用者に対して、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、上を算定している場合においては、算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)・(2) (略)

5 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型特定施設において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注6を算定している場合は、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に算定する。

(1)・(2) (略)

6・7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型特定施設において、利用者に対して、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、夜間看護体制

に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 夜間看護体制加算(I)

18単位

(2) 夜間看護体制加算(II)

9単位

11 (略)

12 イについて、指定地域密着型特定施設において、協力医療機関（指定地域密着型サービス基準第127条第1項に規定する協力医療機関をいう。）との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合は、協力医療機関連携加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

(1) 当該協力医療機関が、指定地域密着型サービス基準第127条第2項各号に掲げる要件を満たしている場合

100単位

(2) (1)以外の場合

40単位

13・14 (略)

ハ・ニ (略)

ホ 退居時情報提供加算

250単位

注 イについて、利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合に、利用者1人につき1回に限り算定する。

ヘ・ト (略)

チ 高齢者施設等感染対策向上加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し

加算として、1日につき10単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

9 (略)

10 イについて、看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録している場合において、当該利用者の同意を得て、協力医療機関（指定地域密着型サービス基準第127条第1項に規定する協力医療機関をいう。）又は当該利用者の主治の医師に対して、当該利用者の健康の状況について月に1回以上情報を提供した場合は、医療機関連携加算として、1月につき80単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

11・12 (略)

ハ・ニ (略)

(新設)

ホ・ヘ (略)

(新設)

、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型特定施設が、利用者に対して指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

(1) 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ 10単位

(2) 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ 5単位

リ 新興感染症等施設療養費（1日につき） 240単位

注 指定地域密着型特定施設が、利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。

ヌ 生産性向上推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型特定施設において、利用者に対して指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの場合を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 生産性向上推進体制加算Ⅰ 100単位

(2) 生産性向上推進体制加算Ⅱ 10単位

ル (略)

ロ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場

(新設)

(新設)

ト (略)

チ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場

合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからルまでにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからルまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからルまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

ロ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからルまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからルまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

カ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、イからルまでにより算定した単位数の1000分の15に

合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからトまでにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからトまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからトまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

リ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからトまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからトまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

ヌ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、イからトまでにより算定した単位数の1000分の15に

相当する単位数を所定単位数に加算する。

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費Ⅰ (1日につき)

- ㊦ 要介護 1 600単位
- ㊧ 要介護 2 671単位
- ㊨ 要介護 3 745単位
- ㊩ 要介護 4 817単位
- ㊪ 要介護 5 887単位

(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費Ⅱ (1日につき)

- ㊦ 要介護 1 600単位
- ㊧ 要介護 2 671単位
- ㊨ 要介護 3 745単位
- ㊩ 要介護 4 817単位
- ㊪ 要介護 5 887単位

ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1日につき)

- ㊦ 要介護 1 682単位
- ㊧ 要介護 2 753単位
- ㊨ 要介護 3 828単位
- ㊩ 要介護 4 901単位
- ㊪ 要介護 5 971単位

(2) 経過のユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1日につき)

- ㊦ 要介護 1 682単位
- ㊧ 要介護 2 753単位
- ㊨ 要介護 3 828単位
- ㊩ 要介護 4 901単位

相当する単位数を所定単位数に加算する。

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費Ⅰ (1日につき)

- ㊦ 要介護 1 582単位
- ㊧ 要介護 2 651単位
- ㊨ 要介護 3 722単位
- ㊩ 要介護 4 792単位
- ㊪ 要介護 5 860単位

(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費Ⅱ (1日につき)

- ㊦ 要介護 1 582単位
- ㊧ 要介護 2 651単位
- ㊨ 要介護 3 722単位
- ㊩ 要介護 4 792単位
- ㊪ 要介護 5 860単位

ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1日につき)

- ㊦ 要介護 1 661単位
- ㊧ 要介護 2 730単位
- ㊨ 要介護 3 803単位
- ㊩ 要介護 4 874単位
- ㊪ 要介護 5 942単位

(2) 経過のユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1日につき)

- ㊦ 要介護 1 661単位
- ㊧ 要介護 2 730単位
- ㊨ 要介護 3 803単位
- ㊩ 要介護 4 874単位

(五) 要介護 5	971単位
ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1日につき)	
(1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)	
(一) 要介護 1	697単位
(二) 要介護 2	765単位
(三) 要介護 3	837単位
(四) 要介護 4	905単位
(五) 要介護 5	972単位
(2) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)	
(一) 要介護 1	697単位
(二) 要介護 2	765単位
(三) 要介護 3	837単位
(四) 要介護 4	905単位
(五) 要介護 5	972単位
ニ 経過のユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1日につき)	
(1) 経過のユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)	
(一) 要介護 1	771単位
(二) 要介護 2	838単位
(三) 要介護 3	913単位
(四) 要介護 4	982単位
(五) 要介護 5	1,048単位
(2) 経過のユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)	
(一) 要介護 1	771単位
(二) 要介護 2	838単位
(三) 要介護 3	913単位
(四) 要介護 4	982単位
(五) 要介護 5	1,048単位

(五) 要介護 5	942単位
ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1日につき)	
(1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)	
(一) 要介護 1	676単位
(二) 要介護 2	742単位
(三) 要介護 3	812単位
(四) 要介護 4	878単位
(五) 要介護 5	943単位
(2) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)	
(一) 要介護 1	676単位
(二) 要介護 2	742単位
(三) 要介護 3	812単位
(四) 要介護 4	878単位
(五) 要介護 5	943単位
ニ 経過のユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1日につき)	
(1) 経過のユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)	
(一) 要介護 1	748単位
(二) 要介護 2	813単位
(三) 要介護 3	885単位
(四) 要介護 4	952単位
(五) 要介護 5	1,016単位
(2) 経過のユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)	
(一) 要介護 1	748単位
(二) 要介護 2	813単位
(三) 要介護 3	885単位
(四) 要介護 4	952単位
(五) 要介護 5	1,016単位

注 1～5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

8～12 (略)

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、外部との連携により、入所者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、入所者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注14を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に算定する。

(1)・(2) (略)

14 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の方が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については1日につき

注 1～5 (略)

(新設)

(新設)

6～10 (略)

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、外部との連携により、入所者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注12を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に算定する。

(1)・(2) (略)

12 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の方が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加

2)及び3)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) <u>個別機能訓練加算Ⅰ)</u> | 12単位 |
| (2) <u>個別機能訓練加算Ⅱ)</u> | 20単位 |
| (3) <u>個別機能訓練加算Ⅲ)</u> | 20単位 |

15～18 (略)

19 入所者のうち、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者、知的障害者又は精神障害者（以下「視覚障害者等」という。）である入所者の占める割合が100分の30以上である指定地域密着型介護老人福祉施設において、視覚障害者等に対する生活支援に関し専門性を有する者として別に厚生労働大臣が定める者（以下「障害者生活支援員」という。）であつて専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員であるものを1名以上配置しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設については、障害者生活支援体制加算Ⅰ)として、1日につき26単位を、入所者のうち、視覚障害者等である入所者の占める割合が100分の50以上である指定地域密着型介護老人福祉施設において、障害者生活支援員であつて専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員であるものを2名以上配置しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設については、障害者生活支援体制加算Ⅱ)

算Ⅰ)として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。また、個別機能訓練加算Ⅰ)を算定している場合であつて、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たつて、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算Ⅱ)として、1月につき20単位を所定単位数に加算する。

- (新設)
(新設)
(新設)

13～16 (略)

17 入所者のうち、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者、知的障害者又は精神障害者（以下「視覚障害者等」という。）である入所者の占める割合が100分の30以上である指定地域密着型介護老人福祉施設において、視覚障害者等に対する生活支援に関し専門性を有する者として別に厚生労働大臣が定める者（以下「障害者生活支援員」という。）であつて専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員であるものを1名以上配置しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設については、障害者生活支援体制加算Ⅰ)として、1日につき26単位を、入所者のうち、視覚障害者等である入所者の占める割合が100分の50以上である指定地域密着型介護老人福祉施設において、障害者生活支援員であつて専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員であるものを2名以上配置しているものとして市町村長に届けた指定地域密着型介護老人福祉施設については、障害者生活支援体制加算Ⅱ)として、1日につき41単位を所定単位数に加算する。ただし、障害者生活支援体制加算Ⅰ)

として、1日につき41単位を所定単位数に加算する。ただし、障害者生活支援体制加算(I)を算定している場合は、障害者生活支援体制加算(II)は算定しない。

20 (略)

21 入所者に対して居宅における外泊を認め、指定地域密着型介護老人福祉施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき560単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は算定せず、注20に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

22・23 (略)

ホ (略)

ハ 退所時栄養情報連携加算

70単位

注 別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者が、指定地域密着型介護老人福祉施設から退所する際に、その居宅に退所する場合は当該入所者の主治の医師の属する病院又は診療所及び介護支援専門員に対して、病院、診療所又は他の介護保険施設（以下この注において「医療機関等」という。）に入院又は入所する場合は当該医療機関等に対して、当該入所者の同意を得て、管理栄養士が当該入所者の栄養管理に関する情報を提供したときは、1月につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イからニまでの注8又は栄養マネジメント強化加算を算定している場合は、算定しない。

ト 再入所時栄養連携加算

200単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設に入所している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後再度当該指定地域密着型介護老人福祉施設に入所する際、当該者が別に厚生労働大臣が定める特別食等を必要とする者であり、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理栄養士が

を算定している場合は、障害者生活支援体制加算(II)は算定しない。

18 (略)

19 入所者に対して居宅における外泊を認め、指定地域密着型介護老人福祉施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき560単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は算定せず、注18に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

20・21 (略)

ホ (略)

ヘ (新設)

ハ 再入所時栄養連携加算

200単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設に入所（以下この注において「一次入所」という。）している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後再度当該指定地域密着型介護老人福祉施設に入所（以下この注において「二次入所」という。）する際、二次入所において必要となる

当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定したときに、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イからニまでの注8を算定している場合は、算定しない。

チ 退所時等相談援助加算

(1)～(4) (略)

(5) 退所時情報提供加算

250単位

注1～4 (略)

5 (5)については、入所者が退所し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。

リ 協力医療機関連携加算

注 指定地域密着型介護老人福祉施設において、協力医療機関(指定地域密着型サービスマルチ第152条第1項本文(指定地域密着型サービスマルチ第169条において準用する場合を含む。))に規定する協力医療機関をいう。)との間で、入所者の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

(1) 当該協力医療機関が、指定地域密着型サービスマルチ第152条第1項各号に掲げる要件を満たしている場合

50単位

(2) (1)以外の場合

5単位

ヌ 栄養マネジメント強化加算

11単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護

栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イからニまでの注6を算定している場合は、算定しない。

ト 退所時等相談援助加算

(1)～(4) (略)

(新設)

注1～4 (略)

(新設)

(新設)

チ 栄養マネジメント強化加算

11単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護

老人福祉施設において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからニまでの注8を算定している場合は、算定しない。

㉞ 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合には、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからニまでの注8を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

㉟ 経口維持加算

(1)・(2) (略)

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、現に経口により食事を摂取する者であつて、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管

老人福祉施設において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからニまでの注6を算定している場合は、算定しない。

㊀ 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合には、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからニまでの注6を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

㊁ 経口維持加算

(1)・(2) (略)

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、現に経口により食事を摂取する者であつて、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管

理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イからニまでの注8又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (略)

ワ・カ (略)

ヨ 特別通院送迎加算

594単位

注 透析を要する入所者であつて、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、1月に12回以上、通院のため送迎を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ク 配置医師緊急時対応加算

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の配置医師(指定地域密着型サービス基準第131条第1項第1号に規定する医師をいう。以下この注において同じ。)が当該指定地域密着型介護老人福祉施設の求めに応じ、配置医師の通常の勤務時間外(配置医師と当該指定地域密着型介護老人福祉施設の間であらかじめ定められた配置医師が当該指定地域密着型介護老人福祉施設において勤務する時間以外の時間をいひ、早朝(午前6時から午前8時までの時間をいひ。以下この注において同じ。)、夜間(午後6時から午後10時までの時間をいひ。以下この注において同じ。))及び深夜(午後10時から午前6時までの時間をいひ。以下この注において同じ。))を除く。以下この注において同じ。)、早朝、夜間又は深夜に当該指定地域密着型介護老人福祉施設を訪問して入所者に対し診療を行い、かつ、診療を行った理由を記録した場合は、診療が行われた時間が配置医師の通常の勤務時間外の場合は1回につき325単位、早朝又は夜間の場合は

理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イからニまでの注6又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (略)

ル・ロ (略)

(新設)

ク 配置医師緊急時対応加算

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の配置医師(指定地域密着型サービス基準第131条第1項第1号に規定する医師をいう。以下この注において同じ。)が当該指定地域密着型介護老人福祉施設の求めに応じ、早朝(午前6時から午前8時までの時間をいひ。以下この注において同じ。)、夜間(午後6時から午後10時までの時間をいひ。以下この注において同じ。))又は深夜(午後10時から午前6時までの時間をいひ。以下この注において同じ。))に当該指定地域密着型介護老人福祉施設を訪問して入所者に対し診療を行い、かつ、診療を行った理由を記録した場合は、診療が行われた時間が早朝又は夜間の場合は1回につき650単位、深夜の場合は1回につき1,300単位を加算する。ただし、看護体制加算Ⅱを算定していない場合は、算定しない。

1回につき650単位、深夜の場合は1回につき1,300単位を加算する。ただし、看護体制加算Ⅱを算定していない場合は、算定しない。

レ～ネ (略)
ナ 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症チームケア推進加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。

(1)・(2) (略)

ニ 認知症チームケア推進加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケア（複数人の介護者がチームを組み、入所者の情報を共有した上で介護に係る課題を抽出し、多角的な視点で課題解決に向けた介護を提供することをいう。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合において、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症専門ケア加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。

(1) 認知症チームケア推進加算Ⅰ

150単位

カ～ヒ (略)
コ 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)・(2) (略)

(新設)

② 認知症チームケア推進加算Ⅱ	120単位	
ム～主 (略)		
ニ 自立支援促進加算	280単位	
注 (略)		
オ・ク (略)		
ヤ 高齢者施設等感染対策向上加算		
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。		
(1) 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	10単位	
(2) 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	5単位	
新興感染症等施設療養費 (1日につき)	240単位	
注 指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。		
ケ 生産性向上推進体制加算		
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している		
		300単位
シ～主 (略)		
之 自立支援促進加算		
注 (略)		
ム・ヅ (略)		
(新設)		
		(新設)

場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 生産性向上推進体制加算Ⅰ

100単位

(2) 生産性向上推進体制加算Ⅱ

10単位

乙 (略)

丙 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算は算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ) イからエまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ) イからエまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ) イからエまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

エ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ) イからエまでにより算

壬 (略)

乙 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算は算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ) イからオまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ) イからオまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ) イからオまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

丙 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ) イからオまでにより算

定した単位数の1000分の27に相当する単位数

- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからツまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

エ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、イからツまでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数を所定単位数に加算する。

8 複合型サービス費

イ 看護小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

- (1) 同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合

- (一) 要介護 1 12,447単位
- (二) 要介護 2 17,415単位
- (三) 要介護 3 24,481単位
- (四) 要介護 4 27,766単位
- (五) 要介護 5 31,408単位

- (2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

- (一) 要介護 1 11,214単位
- (二) 要介護 2 15,691単位
- (三) 要介護 3 22,057単位
- (四) 要介護 4 25,017単位
- (五) 要介護 5 28,298単位

ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）

- (1) 要介護 1 571単位
- (2) 要介護 2 638単位
- (3) 要介護 3 706単位
- (4) 要介護 4 773単位
- (5) 要介護 5 839単位

定した単位数の1000分の27に相当する単位数

- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イから五までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

エ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、イから五までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数を所定単位数に加算する。

8 複合型サービス費

イ 看護小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

- (1) 同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合

- (一) 要介護 1 12,438単位
- (二) 要介護 2 17,403単位
- (三) 要介護 3 24,464単位
- (四) 要介護 4 27,747単位
- (五) 要介護 5 31,386単位

- (2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

- (一) 要介護 1 11,206単位
- (二) 要介護 2 15,680単位
- (三) 要介護 3 22,042単位
- (四) 要介護 4 25,000単位
- (五) 要介護 5 28,278単位

ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）

- (1) 要介護 1 570単位
- (2) 要介護 2 637単位
- (3) 要介護 3 705単位
- (4) 要介護 4 772単位
- (5) 要介護 5 838単位

注 1～3 (略)

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7 イについては、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する通いサービスをいう。）、訪問サービス（同項に規定する訪問サービスをいう。）及び宿泊サービス（同条第6項に規定する宿泊サービスをいう。）の算定月における提供回数について、週平均1回に満たない場合又は登録者（短期利用居宅介護費を算定する者を除く。）1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

8 イについては、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の本事業所において、注14における届出をしている場合にあつては、サテライト体制未整備減算として、1月につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

9～13 (略)

14 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法によ

注 1～3 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

4 イについては、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する通いサービスをいう。）、訪問サービス（同項に規定する訪問サービスをいう。）及び宿泊サービス（同条第6項に規定する宿泊サービスをいう。）の算定月における提供回数について、登録者（短期利用居宅介護費を算定する者を除く。）1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

5 イについては、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は当該サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本事業所において、注11における届出をしている場合にあつては、サテライト体制未整備減算として、1月につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

6～10 (略)

11 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機

り、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、訪問看護体制減算として、要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者については1月につき925単位を、要介護4である者については1月につき1,850単位を、要介護5である者については1月につき2,914単位を所定単位数から減算する。

15・16 (略)

ハ (略)

ニ 認知症加算

- (1) 認知症加算Ⅰ) 920単位
- (2) 認知症加算Ⅱ) 890単位
- (3) 認知症加算Ⅲ) 760単位
- (4) 認知症加算Ⅳ) 460単位

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める登録者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、(1)及び(2)について1月につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、(1)、(2)又は(3)のいずれかの加算を算定している場合は、その他の加算は算定しない。

2 イについては、別に厚生労働大臣が定める登録者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、(3)及び(4)について1月につきそれぞれ所定単位数を加算する。

ホヘヌ (略)

ル 退院時共同指導加算

600単位

注 イについては、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の保健師、看護師

能型居宅介護事業所については、訪問看護体制減算として、要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者については1月につき925単位を、要介護4である者については1月につき1,850単位を、要介護5である者については1月につき2,914単位を所定単位数から減算する。

12・13 (略)

ハ (略)

ニ 認知症加算

- (1) 認知症加算Ⅰ) 800単位
 - (2) 認知症加算Ⅱ) 500単位
- (新設) (新設)

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める登録者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につきそれぞれ所定単位数を加算する。

ホヘヌ (略)

ル 退院時共同指導加算

600単位

注 イについては、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の保健師、看護師

又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時共同指導を行った後、当該者の退院又は退所後、当該者に対する初回の訪問看護サービス（利用者の居宅を訪問して行う指定地域密着型サービス基準第177条第10号に規定する看護サービス（以下「看護サービス」という。）をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものをいう。以下同じ。）については2回）に限り、所定単位数を加算する。

ラ 緊急時対応加算

774単位

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡できる体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなつていない緊急時における訪問及び計画的に宿泊することとなつていない緊急時における宿泊を必要に応じて行う体制にある場合（訪問については、訪問看護サービスを行う場合に限る。）には、1月につき所定単位数を加算する。

ロ (略)

カ 専門管理加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関において行われる研修（以下「特定行為研修」という。）を修了した看護師が、指定看護小規模多機能型居宅介護の実施に

又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時共同指導を行った後、当該者の退院又は退所後、当該者に対する初回の訪問看護サービス（利用者の居宅を訪問して行う指定地域密着型サービス基準第177条第9号に規定する看護サービス（以下「看護サービス」という。）をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものをいう。以下同じ。）については2回）に限り、所定単位数を加算する。

ラ 緊急時訪問看護加算

574単位

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡できる体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなつていない緊急時における訪問を必要に応じて行う体制にある場合（訪問看護サービスを行う場合に限る。）には、1月につき所定単位数を加算する。

ロ (略)

カ (新設)

関する計画的な管理を行った場合には、1月に1回に限り、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数のいずれかを所定単位数に加算する。

イ 緩和ケア、褥瘡^{じよくそう}ケア又は人工肛門^{にんこうもん}ケア及び人工膀胱^{にんこうぼうそう}ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合（悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは化学療法を行っている利用者、真皮を越える褥瘡^{じよくそう}の状態にある利用者（重点的な褥瘡^{じよくそう}管理を行う必要が認められる利用者（在宅での療養を行っているものに限る。）にあつては真皮までの状態の利用者）又は人工肛門^{にんこうもん}若しくは人工膀胱^{にんこうぼうそう}を造設している者で管理が困難な利用者に行った場合に限る。）

250単位

ロ 特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合（診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一「医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）の区分番号C007の注3に規定する手順書加算を算定する利用者に対して行った場合に限る。）

250単位

三 ターミナルケア加算

2,500単位

注 (略)

ク 遠隔死亡診断補助加算

150単位

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、医科診療報酬点数表の区分番号C001の注8（医科診療報酬点数表の区分番号C001—2の注6の規定により準用する場合（指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けている有料老人ホームその他これに準ずる施設が算定する場合を除く。）を含む。）に規定する死亡診断加算を算定する利用

カ ターミナルケア加算

2,000単位

注 (略)

(新設)

者（別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に限る。）について、その主治の医師の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合は、当該利用者の死亡月につき所定単位数を加算する。

レ・ロ (略)

リ 総合マネジメント体制強化加算

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 総合マネジメント体制強化加算Ⅰ 1,200単位

(2) 総合マネジメント体制強化加算Ⅱ 800単位

ル～ラ (略)

レ 生産性向上推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 生産性向上推進体制加算Ⅰ 100単位

(2) 生産性向上推進体制加算Ⅱ 10単位

ロ (略)

リ 介護職員処遇改善加算

ロ～ラ (略)

リ 総合マネジメント体制強化加算

1,000単位

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定看護小規模多機能型居宅介護の質を継続的に管理した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

ロ～ラ (略)

レ (新設)

ロ (略)

リ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからウまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからウまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからウまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数

㉔ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからウまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからウまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

㉕ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからナまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからナまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからナまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数

㉖ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからナまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからナまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

㉗ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等

の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、イからウまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数を所定単位数に加算する。

の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、イからウまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第九条 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を次の表のように改正する。

各 頁 終	各 頁 編
<p>別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 イ～ヌ (略) ル <u>介護職員等処遇改善加算</u></p> <p><u>注1</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) <u>介護職員等処遇改善加算Ⅰ</u> イからヌまでにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数</p> <p>(2) <u>介護職員等処遇改善加算Ⅱ</u> イからヌまでにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数</p> <p>(3) <u>介護職員等処遇改善加算Ⅲ</u> イからヌまでにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数</p> <p>(4) <u>介護職員等処遇改善加算Ⅳ</u> イからヌまでにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数</p> <p>2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 (注1の加</p>	<p>別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 イ～ヌ (略) ル <u>介護職員等処遇改善加算</u></p> <p><u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) <u>介護職員等処遇改善加算Ⅰ</u> イからヌまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数</p> <p>(2) <u>介護職員等処遇改善加算Ⅱ</u> イからヌまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数</p> <p>(3) <u>介護職員等処遇改善加算Ⅲ</u> イからヌまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数</p> <p>(新設)</p>

算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の187に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからヌまでにより算

定した単位数の1000分の100に相当する単位数

14) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ14) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

(削る)

ユ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

ロ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、イからヌまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。

2 夜間対応型訪問介護費

イ～ニ (略)

ホ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織

2 夜間対応型訪問介護費

イ～ニ (略)

ホ 介護職員等処遇改善加算

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組

織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算Ⅰ イからニまでにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算Ⅱ イからニまでにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算Ⅲ イからニまでにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算Ⅳ イからニまでにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定夜間対応型訪問介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1) イからニまでにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(2) イからニまでにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(3) イからニまでにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数

を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからニまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからニまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからニまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

(新設)

- (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) イからニまでにより算定した単位数の187に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) イからニまでにより算定した単位数の184に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イからニまでにより算定した単位数の163に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからニまでにより算定した単位数の163に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからニまでにより算定した単位数の158に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからニまでにより算定した単位数の142に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからニまでにより算定した単位数の139に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからニまでにより算定した単位数の121に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからニまでにより算定した単位数の118に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからニまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからニまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

(割る)

△ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しな

(削る)

2の2 地域密着型通所介護費

イ～ニ (略)

ホ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいづれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算Ⅰ イからニまでにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算Ⅱ イからニまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算Ⅲ イからニまでにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

イ。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからニまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅲ イからニまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

ト 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、イからニまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。

2の2 地域密着型通所介護費

イ～ニ (略)

ホ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいづれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからニまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからニまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからニまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算Ⅳ イからニまでにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

(新設)

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1) イからニまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(2) イからニまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(3) イからニまでにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(4) イからニまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(5) イからニまでにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(6) イからニまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(7) イからニまでにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(8) イからニまでにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(9) イからニまでにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(10) イからニまでにより算

定した単位数の1000分の45に相当する単位数

(11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからニまでにより算定した単位数の1000分の53に相当する単位数

(12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからニまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

(13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからニまでにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数

(14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからニまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

(削る)

〽 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(1) イからニまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからニまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

ト 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、イからニまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(削る)

3 認知症対応型通所介護費

イ～ハ (略)

ニ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算Ⅰ イからハまでにより算定した単位数の1000分の181に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算Ⅱ イからハまでにより算定した単位数の1000分の174に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算Ⅲ イからハまでにより算定した単位数の1000分の150に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算Ⅳ イからハまでにより算定した単位数の1000分の122に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、

3 認知症対応型通所介護費

イ～ハ (略)

ニ 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算Ⅰ イからハまでにより算定した単位数の1000分の104に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算Ⅱ イからハまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算Ⅲ イからハまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

(新設)

次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) イからハまでにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) イからハまでにより算定した単位数の1000分の153に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) イからハまでにより算定した単位数の1000分の151に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) イからハまでにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) イからハまでにより算定した単位数の1000分の130に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イからハまでにより算定した単位数の1000分の123に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからハまでにより算定した単位数の1000分の119に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからハまでにより算定した単位数の1000分の127に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからハまでにより算定した単位数の1000分の112に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからハまでにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからハまでにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからハまでにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからハまでにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからハまでにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数

(割る)

ホ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等

(削る)

4 小規模多機能型居宅介護費

イ～ヨ (略)

タ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる

の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(1) イからハまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからハまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数

ハ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、イからハまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数を所定単位数に加算する。

4 小規模多機能型居宅介護費

イ～ヨ (略)

タ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日まで

単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算Ⅰ イからヨまでにより算定した単位数の1000分の149に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算Ⅱ イからヨまでにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算Ⅲ イからヨまでにより算定した単位数の1000分の134に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算Ⅳ イからヨまでにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1) イからヨまでにより算定した単位数の1000分の132に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(2) イからヨまでにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(3) イからヨまでにより算定した単位数の1000分の129に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(4) イからヨまでにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(5) イからヨまでにより算定した単位数の1000分の104に相当する単位数

の間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからヨまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからヨまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからヨまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数

(新設)

- (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イからヨまでにより算定した単位数の101に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからヨまでにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからヨまでにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからヨまでにより算定した単位数の1000分の85に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからヨまでにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからヨまでにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからヨまでにより算定した単位数の1000分の68に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからヨまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからヨまでにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数

(削る)

- ㄥ 介護職員等特定処遇改善加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからヨまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからヨまでにより算

(削る)

5 認知症対応型共同生活介護費

イ～ソ (略)

ツ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算Ⅰ イからソまでにより算定した単位数の1000分の186に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算Ⅱ イからソまでにより算定した単位数の1000分の178に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算Ⅲ イからソまでにより算定した単位数の1000分の155に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算Ⅳ イからソまでにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施している

定した単位数の1000分の12に相当する単位数

ノ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、イからソまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数を所定単位数に加算する。

5 認知症対応型共同生活介護費

イ～ソ (略)

ツ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからソまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからソまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからソまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数

(新設)

ものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) イからソまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) イからソまでにより算定した単位数の1000分の156に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) イからソまでにより算定した単位数の1000分の155に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) イからソまでにより算定した単位数の1000分の148に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) イからソまでにより算定した単位数の1000分の133に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イからソまでにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからソまでにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからソまでにより算定した単位数の1000分の132に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからソまでにより算定した単位数の1000分の112に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからソまでにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからソまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからソまでにより算

定した単位数の1000分の89に相当する単位数

13) 介護職員等処遇改善加算(V)13) イからソまでにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数

14) 介護職員等処遇改善加算(V)14) イからソまでにより算定した単位数の1000分の66に相当する単位数

(削る)

(削る)

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

イ～ル (略)

ヲ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の

ホ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

1) 介護職員等特定処遇改善加算(1) イからソまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからソまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

ト 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、イからソまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数を所定単位数に加算する。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

イ～ル (略)

ヲ 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の

賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算Ⅰ イからルまでにより算定した単位数の128に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算Ⅲ イからルまでにより算定した単位数の122に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算Ⅳ イからルまでにより算定した単位数の110に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算Ⅳ イからルまでにより算定した単位数の88に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型特定施設（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算ⅤⅠ イからルまでにより算定した単位数の113に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算ⅤⅡ イからルまでにより算定した単位数の106に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算ⅤⅢ イからルまでにより算

賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算Ⅰ イからルまでにより算定した単位数の82に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算Ⅲ イからルまでにより算定した単位数の60に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算Ⅳ イからルまでにより算定した単位数の33に相当する単位数

(新設)

- 定した単位数の1000分の107に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) イからルまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) イからルまでにより算定した単位数の1000分の91に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イからルまでにより算定した単位数の1000分の85に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからルまでにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからルまでにより算定した単位数の1000分の95に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからルまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからルまでにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからルまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからルまでにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからルまでにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからルまでにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数

(割る)

㉒ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算

を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからルまでにより算定した単位数の18に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからルまでにより算定した単位数の12に相当する単位数

カ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、イからルまでにより算定した単位数の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

イ～フ (略)

コ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからフまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからフまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからフまでにより算定した

(削る)

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

イ～フ (略)

コ 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算Ⅰ イからフまでにより算定した単位数の1000分の140に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算Ⅱ イからフまでにより算定した単位数の1000分の136に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算Ⅲ イからフまでにより算定

単位数の1000分の33に相当する単位数

した単位数の1000分の113に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算Ⅳ イからフまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める

(新設)

基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設（注1の加算を算定しているものを除く。）が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない

1

(1) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1) イからフまでにより算定した単位数の1000分の124に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(2) イからフまでにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(3) イからフまでにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(4) イからフまでにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数

(5) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(5) イからフまでにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数

(6) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(6) イからフまでにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数

(7) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(7) イからフまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

(8) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(8) イからフまでにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数

(9) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(9) イからフまでにより算

定した単位数の1000分の86に相当する単位数

10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからフまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからフまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからフまでにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからフまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからフまでにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

(削る)

三 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(1) イからフまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからフまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

テ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者

(削る)

8 複合型サービス費

イ～ウ (略)

⌘ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算Ⅰ イからウまでにより算定した単位数の1000分の149に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算Ⅱ イからウまでにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算Ⅲ イからウまでにより算定した単位数の1000分の134に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算Ⅳ イからウまでにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合に

8 複合型サービス費

イ～ウ (略)

⌘ 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算Ⅰ イからウまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算Ⅱ イからウまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算Ⅲ イからウまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数

(新設)

においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) イからウまでにより算定した単位数の132に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) イからウまでにより算定した単位数の121に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) イからウまでにより算定した単位数の129に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) イからウまでにより算定した単位数の118に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) イからウまでにより算定した単位数の104に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イからウまでにより算定した単位数の101に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからウまでにより算定した単位数の88に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからウまでにより算定した単位数の117に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからウまでにより算定した単位数の85に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからウまでにより算定した単位数の71に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからウまでにより算定した単位数の89に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからウまでにより算定した単位数の68に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからウまでにより算定した単位数の73に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからウまでにより算定した単位数の56に相当する単位数

(割る)

2 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等

	<p>の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ <u>イからウまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数</u></p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅲ <u>イからウまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</u></p> <p>オ 介護職員等ベースアップ等支援加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、<u>イからウまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数を所定単位数に加算する。</u></p>
--	--

(削る)